平成24年予算審査特別委員会会議録(第1日目)

平成24年3月13日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 3時07分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第 9号 平成24年度士別市一般会計予算

議案第10号 平成24年度士別市診療施設特別会計予算

議案第11号 平成24年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第12号 平成24年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 平成24年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第14号 平成24年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第15号 平成24年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第16号 平成24年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第17号 平成24年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第18号 平成24年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第19号 平成24年度士別市水道事業会計予算

議案第20号 平成24年度士別市病院事業会計予算

議案第21号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第23号 士別市基金条例の一部を改正する条例について

議案第24号 士別市保育所条例の一部を改正する条例について

議案第25号 士別市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

議案第26号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第27号 士別市農畜産物加工体験交流工房条例の一部を改正する条例について

議案第28号 士別市総合福祉センターの指定管理者の指定について

議案第29号 士別市多世代スポーツ交流館の指定管理者の指定について

議案第30号 士別市日向森林公園の指定管理者の指定について

議案第31号 士別市営牧野大和牧場の指定管理者の指定について

議案第32号 士別市羊と雲の丘観光施設の指定管理者の指定について

議案第33号 士別市サイクリングターミナルの指定管理者の指定について

議案第34号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定について

議案第35号 士別市スポーツ合宿センターの指定管理者の指定について

議案第36号 士別市中心市街地交流施設の指定管理者の指定について

議案第37号 士別市農畜産物加工体験交流工房の指定管理者の指定について

議案第38号 士別市めん羊工芸館の指定管理者の指定について

閉議宣告

出席委員(19名)

委	員	遠	Щ	昭	=	君	委	員	+	河	剛	志	君
副委員	員長	松力	平平	哲	幸	君	委	員	渡	辺	英	次	君
委	員	丹		正	臣	君	委	員	粥	Ш		章	君
委	員	出	合	孝	司	君	委 員	長	伊	藤	隆	雄	君
委	員	谷	П	隆	德	君	委	員	玉	忠	崇	史	君
委	員	小	池	浩	美	君	委	員	井	上	久	嗣	君
委	員	畄	崎	治	夫	君	委	員	田	宮	正	秋	君
委	員	神	田	壽	昭	君	委	員	菅	原	清-	一郎	君
委	員	斉	藤		昇	君	委	員	畄	田	久	俊	君
委	員	Щ	居	忠	彰	君							

事務局出席者

議会事務局長	藤	田		功	君	議 会 事 務 局 総 務 課 長 浅 利 知 充 君
議 会 事 務 局総 務 課 主 幹	東	Ш	晃	宏	君	議 会 事 務 局 総務課主任主事
議 会 事 務 局総務課主任主事	樫	木	孝	±	君	

(午前10時00分開議)

委員長(伊藤隆雄君) 予算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

委員長(伊藤隆雄君) ここで本日の会議録署名委員を指名いたします。

国忠崇史委員、小池浩美委員を指名いたします。

委員長(伊藤隆雄君) それでは、付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮り いたします。初めに、付託されました平成24年度予算案と関連議案について一括して総括質問 を行い、その後、関連議案の審査を行い、次に各会計予算ごとに内容審査を行うことにいたし たいと思います。なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思います。これに御異議ございま せんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の進め方については、そのように決定いたしました。

更に、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまでほかの委員は発言を遠慮していただくこととし、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから、次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法については、そのように決定いたしました。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された方は7名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、総括質問を行います。

出合孝司委員。

委員(出合孝司君) おはようございます。通告に従いまして、総括質問を行いたいと思います。 最初の質問は、生活保護行政についてであります。

去る1月20日に、札幌市で姉妹の孤立死が発生し、その後も同様の事件が数件報道されているところであります。札幌市の事件では、その後の報道で、孤立した姉妹の1人が市役所の福祉担当課に3回も相談に来ていたことが判明をいたしました。

そこで、士別市の生活保護行政について何点かお伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、士別市の生活保護世帯の保護状況についてであります。過去5年間の保護 世帯、人員及び保護率についてお教えいただきたいと思います。

また、23年度については、内訳といいますか、世帯類型についてもお教え願いたいと思いま

す。

委員長(伊藤隆雄君) 前田福祉課主幹。

福祉課主幹(前田和広君) お答えいたします。

本市の保護状況としましては、まず、保護世帯、保護人員、保護率につきまして、平成19年度から現在までの月平均の状況について申し上げたいと思います。

まず、平成19年度では、保護世帯数が177世帯、保護人員が253人、保護率が1.09%になっております。20年度は、世帯数が184、人員が266人、保護率が1.17%、21年度は、世帯数が188、人員が269人、保護率が1.19%、22年度は、世帯数が190、人員が272人、保護率が1.23%、23年度につきましては、4月から1月までの月平均で申し上げますと、世帯数が201、人員が288人、保護率が1.33%となっております。

次に、世帯類型につきましてですが、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他世帯と5つの世帯類型に分類しておりますが、23年度における類型別の世帯数を申し上げますと、高齢者世帯は100世帯、母子世帯は19世帯、障害者世帯は21世帯、傷病者世帯は48世帯、その他13世帯であり、構成比率では高齢者世帯が一番多く、49.8%を占めている状況にあります。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 出合委員。

委員(出合孝司君) ただいまの答弁でも明らかのように、この厳しい経済状況の中、年々生活 保護の世帯なり人員が増えてきているというような状況にあるというふうに思っています。し かしながら、私はまだまだ生活困窮と思われる方々が市内におられるのではないかなというふ うに思っています。それは、生活保護についてはあくまでも個人申請というのが基本でありま して、相談なり申請がなければ、なかなかその状況を把握することが難しいというような状況 にあるからだというふうに思っています。

これは首都圏で起きた事件なのでありますが、親子3人が餓死をしたという事件がありました。解剖の結果、この親子は、最後は水だけで腹を満たしていたのではないかと思われるということであって、そして、最後はその水、水道水もとめられたというような状況であったというふうに報道がなされておりました。そのとき、市の担当者の発言がテレビに映ったのですが、生活困窮者の把握はなかなか困難であると。それらを把握する手段の一つとして、公共料金等の滞納者など、生活困窮と思われる人がいたら、市の生活保護担当に連絡してほしい旨、公共料金の担当者にお願いをしているというところであるけれども、やはり個人情報なりプライバシーの問題があって、それがなかなか機能していないという状況であるというような発言がございました。

そこで、本市の対応についてお伺いをしたいと思いますが、先ほど言った公共料金等々の部分で、例えば士別市で言えば市営住宅であり水道料金、こういった部分で滞納があって、生活困窮と判断される方がおられたとき、その担当者、いわゆる公共料金、住宅なり水道の担当者

がどのような対応をされているのかお伺いしたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 小山内建設水道部次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) お答えいたします。

市営住宅の家賃について滞納が出てきた場合につきましては、督促状など文書でお知らせするほか、電話連絡や直接お会いして生活状況をお聞きする中で、未納料金を一括して納めることが困難な場合には、分割納付の相談のほか、世帯の収入によっては減免制度が適用になるなどの御説明をしております。

また、水道料金の場合につきましても、公営住宅と同じように督促状や催告状を送付するとともに、電話や御自宅にお伺いし、未納の理由などを伺っております。その中で分割納付の方法や、水道料金の軽減制度の適用について御相談も同じようにしているという状況でございます。

なお、滞納者との話し合いの中で、誠意のない未納者につきましては、基本的には納期期日から督促状、それから催告状、給水停止予告、停止通知書及び最終通告書の送付を行い、3カ月後に給水停止を行っているところでありますけれども、真に生活困窮者の世帯につきましては、機械的に給水をとめるというようなことはいたしておりません。

特に、公営住宅の家賃とか、水道料金の未納が長くなっている、滞納が滞っているという場合には、生活実態をお聞きする中で、他の扶助制度が必要と判断した場合には、その担当部局名等をその世帯にお伝えしているというような対応をしております。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 出合委員。

委員(出合孝司君) なるべくやさしい対応をお願いしたいと思います。

そこで、私が最近ある人から相談を受けた事例を申し上げたいと思います。

その方は30代の女性で、単身者であります。両親は既に亡くなっておりまして、パート職員として生計を立てているという方であります。当然パートでありますから、月額手取り約8万円程度ということで生活をしておりまして、家賃含めて公共料金の支払いもしているわけでありますが、8万円程度ではそれらを払うことはなかなか厳しいということで、毎月何らかの料金を滞納しながら運転操業的な部分をしているという話でございました。特に冬場は暖房料がかかりますから、更に生活が苦しくなりまして、生活も限界であるということでございました。

また、その方は通勤のために車を所有しておりますが、その車は自分のものではなく、亡くなった親が所有していたもので、そのまま引き継いで乗っているということでありましたけれども、車を持っていると生活保護の該当にならないと本人が思っていまして、そういったところで、どうしたらいいんだろうという相談がありました。

また、その方はずっと働いているわけでありますから、平日が役所の勤務と同じような時間 帯で役所に相談にも来られないということでありました。

こういう場合、市の福祉のほうとしては、どういうような対応をされるのか、その辺のこと

をお聞かせ願いたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 前田主幹。

福祉課主幹(前田和広君) お答えいたします。

まず、仕事の都合等により日中の時間帯に来庁いただけないといった方への対応でございますが、生活保護の相談にありましては、家庭や生活の状況、預貯金など資産の状況等をお伺いしたり、保護制度について説明し御理解をいただく必要がございますので、相談者と直接お会いし、お話を伺わなければなりません。そこで、こういった事例につきましては、お昼休み等の時間を利用していただいて、福祉課に電話連絡等をいただくことにより、相談者の御都合に合わせ、夜間や休日に相談に応じるよう対応いたしているところであります。

次に、車の所有につきましては、原則として認められないことになっておりますが、職場への通勤、あるいは障害を持っておられる方が病院への通院をする場合など、車以外の交通手段がない場合等にありましては、その使用目的を限定しまして、車の保有を認めることもできることとなっております。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 出合委員。

委員(出合孝司君) この項目の最後の質問でありますが、冒頭私、札幌市の事例を申し上げましたが、3回も相談を受けたにもかかわらず、結局は生活保護の申請に至らず、あのような悲しい結末を迎えたわけでありまして、そのときの市の担当者の答弁は、生活保護はあくまでも個人申請が基本であり、どうにもならないというような言葉がテレビで映っておりました。確かに基本としては個人申請というのはわかりますけれども、これでは余りにも血の通っていない、いわゆるお役所仕事ではないかなというふうに私は考えております。もっと住民目線に立った、もう一歩踏み込んだ対応が必要ではないかなというふうに思っているんですが、市の考えをお聞かせ願いたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 小ヶ島保健福祉部次長。

保健福祉部次長(小ヶ島清一君) お答えを申し上げます。

まず、生活保護の支援につきましては、生活に困窮している市民の方々に対しまして、生活 を保護し、支援を行い、自立を助長するということを基本としているものでございます。

市民の方が生活保護の相談に見えられ保護を開始する場合につきましては、先ほど委員のほうからもお話ありましたように、あくまでも本人の申請が必要ということになりますけれども、本人が保護申請を行わないとした場合にありましても、健康面ですとかあるいは生活の困窮度など特に注意を必要とすると判断された方につきましては、地区の民生委員さんと連携を図る中で、日常の声かけですとか生活の様子を確認いただくなど御協力をいただきまして、何か気にかかることがあった場合、異変等があった場合には直ちに保護担当のほうに連絡をいただき対応をいたしているところであります。

また、先ほど建設水道部のほうから、生活に困って住宅、水道料金を滞納されている方にあ

りましては、事情をよくお聞きした中で、状況に応じて生活保護など各種扶助制度を紹介する といった御答弁を申し上げましたけれども、住宅、水道、それから税務課なども含めまして、 庁内関係各課の連携を密にいたしまして、きめ細かな支援に当たっているところでございます。 今後におきましても、生活に困っておられる方の身になりまして、親切で適切な対応を行い、 先ほどありましたように、札幌のような事例が本市で起こらないように、市民の方々が安心し

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 出合委員。

委員(出合孝司君) 次に、サフォーク綿羊の振興についてお伺いをしたいと思います。

て健康で文化的な生活を送ることができるよう努めてまいりたいと存じます。

この問題については、昨年12月の第4回定例会で松ヶ平議員が質問をした部分でございまして、その後の経過ということで質問したいと思いますが、昨年12月定例会での質疑の内容の要旨は、おおむねこのようなことだったかというふうに思っています。

23年度当初のサフォーク種の生産頭数が661頭に対し、市内で200頭、市外で300頭の計500頭を23年度の出荷計画としていたが、東日本大震災による影響などから受注量が減少し、ラム肉の販売は見通しが厳しいことから、最終的に4月に生産組合と協議した結果、一元集荷頭数としては個々の生産者で210頭、一元集荷先で234頭の計444頭に縮減し、枝肉1キロ当たり1,900円を生産者の卸売価格としたと。

しかし、8月までは一元集荷による対応がされていたが、9月からは需要が思ったほど増えず、販売に苦慮するとして出荷を見合わせたと。その結果として、生産者は売れ残りとなった羊を引き続き飼育しなければならないことに陥り、11月中旬には生産組合みずから販売価格を300円引き下げ、12月初めから市内飲食店などに販売の依頼をするとともに、市内精肉店の協力を得ながら、23年度に限りラム肉市民還元キャンペーンとして取り組み、市内における販売促進を図るといった趣旨だったというふうに思います。

そこで、このキャンペーンの結果についてお伺いをしたいと思います。生まれてから12カ月を超えると、ラム肉からマトン肉になります、販売価格も下がります。そんな状況にならないように、キャンペーンに取り組まれたわけでありますから、現時点での出荷予定としていた綿羊が全頭さばかれたかどうかお伺いをしたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 佐々木畜産林務課主査。

畜産林務課主査(佐々木憲也君) お答えします。

まず、士別サフォークラムの出荷状況ですが、昨年11月16日現在401頭の当歳羊がおりまして、一元集荷として244頭、キャンペーンとして37頭の合計281頭を出荷いたしました。毎年必要となる繁殖更新用の105頭を除き、3月8日現在15頭が出荷待ちの状態でありますが、今後市内精肉店及び市外での売り先が確保されています。

次に、キャンペーンの成果についてでありますが、12月4日から市民還元キャンペーンに取り組み、新聞折り込みや新聞広告により市民へ周知し、ラムロース、しゃぶしゃぶ用、すきや

き用、ジンギスカンの4種類を1パック2,000円で販売いたしております。販売実績ですが、12月に1,300パック、1月に171パック、2月に95パックの3カ月合計で1,566パックを販売しており、頭数にいたしますと37頭分の出荷となっております。

今回のキャンペーンは、生産農家の協力をいただき、仕入れ額を抑え、販売額も2,000円に 設定することができたことから、御家庭や贈答用として多くの方々に士別サフォークラムを味 わっていただき、そのおいしさを再確認していただけたものと考えております。

以上であります。

委員長(伊藤隆雄君) 出合委員。

委員(出合孝司君) ある程度売れたということでありますが、まだ残っている、さばかれていないという状況であるということですが、現在の経済状況を考えると24年度においても今年度と同様な状況に陥ることが十分予想されるわけであります。やはり何らかの対策が必要かなというふうに思っています。それで、例えば24年度新たな販路の拡大など、新たな取り組みを何か考えているかどうかお聞きをしたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 徳竹商工労働観光課主査。

商工労働観光課主査(徳竹貴之君) お答えいたします。

ただいま御質問のありました士別サフォークラムのまず本年度の新たな販路についてお答え させていただきます。

サフォークランド士別プロジェクトの取り組みとして、平成21年から本年度までの3カ年間、 札幌市の大通公園で開催されています札幌ビアガーデンにおきまして、士別サフォークラムの ステーキを期間限定で出品し参加をしております。これはサッポロビールが道産食材にこだわ った料理を提供するという企画でありまして、このつながりにより新たな販路の開拓として、 サッポロビール北海道本社と昨年10月から商談を行ってまいりました。

この結果、サッポロビールの関連企業でありますサッポロビール園に対し、部位ごとではなく1頭の枝肉販売として商談を進め、試行的に現在までに2頭を納品しております。サッポロビール園におきましては、通常のジンギスカンと差別化が図られており、ぜいたくなラム肉北海道士別産サフォークラムとして提供されており、今後におきましても、今年度産で未出荷となっております羊についても注文をいただける予定となっております。

平成24年度産につきましても、今後出荷時期、出荷可能頭数などプロジェクト内で協議をし、 サッポロビール園と早急に商談を進めていく予定であります。

以上であります。

委員長(伊藤隆雄君) 出合委員。

委員(出合孝司君) 次に、生産者卸売価格についてお伺いをしたいと思います。

23年度の4月当初では、生産者卸売価格は枝肉1キロ当たり1,900円でありました。22年度まではキロ当たり2,300円ということです。これは市民還元用として約150頭分を1頭1万円の計算でラム肉出荷補助金があったからの価格でございました。しかしながら、市内での枝肉消

費量が計画頭数の150頭を大幅に超え226頭になったことに加え、サフォークプロジェクトの増頭計画により、飼育頭数が大幅に増えたことなどにより、23年度にはこれらに対応するため、生産者に対する飼育管理費770万円の助成にラム肉の出荷助成金の150万円を加えた形態として、関係団体と協議をした結果、生産者卸売価格を1,900円としたということでございます。

結果を見ると、肉の販売が伸び悩み、市内における需要も落ちたということで、急遽去年の年末年始のキャンペーンで取り組みましたが、そのときの価格は1,600円ということでございまして、それがそのまま24年度の卸売価格となることも予想されるわけであります。24年産の生産者卸売価格がどうなるか、大変心配するものであります。24年度の予算を見ても、23年度と同様の予算措置がされてきておりまして、需要の低下による価格の下落を招かないような万全な体制を構築すべきと考えますが、お考えをお知らせ願いたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 村上畜産林務課長。

畜産林務課長(村上正俊君) お答えいたします。

生産卸売価格は、枝肉1キログラムで、22年が市民還元用価格を維持するためのラム肉出荷補助があり、2,300円となっておりました。23年は、22年の市内流通状況から、ラム肉出荷補助を成雌めん羊飼養管理事業補助一本に統合し、当初は1,900円で予定されておりましたが、震災以降、受注量が減少し、ラム肉に限らず食肉全体の消費が低迷したことから、最終的には1,600円となったところであります。

生産農家が飼養意欲を高め、安定した収入を得るためには、生産者卸売価格の設定に関して十分な協議が必要であり、昨年の1,600円は生産者の努力による特別な価格の設定でありました。そこで、24年の生産者卸売価格については、過去の単価も参考としながら、今後生産農家、一元集荷先との十分な協議が必要となりますし、補助金のあり方についても十分検討していかなければなりません。

なお、昨年の羊肉の販売状況から、生産者も種つけを控えており、24年の当歳の綿羊の数は 昨年の661頭を下回る540頭程度と予想されますので、市内への流通も含め早い時期から一元集 荷先に対応してもらうよう、生産者卸売価格の協議も含め、一元集荷先、生産農家と話し合い を進めてまいります。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 出合委員。

委員 (出合孝司君) これで総括質問を終わります。ありがとうございました。

委員長(伊藤隆雄君) 神田壽昭委員。

委員(神田壽昭君) 私からは、平成24年の農林水産費にかかわる各種事業について、何点かお 伺いしたいと思います。

特に農業基盤整備、あるいは去年から本格的導入に入った戸別所得補償制度、あるいは今年 計画を策定をしようとしている農業・農村活性化計画についての御質問をしたいと思いますの で、よろしくお願いいたします。 最初に、農業基盤整備についてでありますが、従来、22年度まで数年続いていた農地・水・環境保全向上対策事業、これは23年から農地・水保全管理支払交付金という制度に変わっているわけであります。しかも、また更に24年に変更があったということでありますが、変更になった内容と、それによってどういうような取り組みを今考えているのかについて、最初にお伺いしたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 井出農業振興課主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) お答えいたします。

農地・水保全管理支払交付金ですけれども、この交付金につきましては、地域共同による農地、水、水路等の資源の基礎的な保全活動と、それから生物多様性の保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動に対して支援する共同活動支援交付金と、老朽化が進む農地周りの農業用排水路、それから農道などの施設の長寿命化のための補修等に対する支援、これらを支援する向上活動支援交付金からなります。これらについては、前対策同様、平成24年度から28年度までの対策として継続されることとなっております。

次に、国における主な見直し点ですけれども、施設区分と活動項目、テーマなどについて整理統合されるような仕組みの簡素化を図ったこと、それから、広域で地域資源の保全管理を行うなどの多様な体制の整備をしつつ、水質、土壌などの高度な保全活動の取り組みの内容に応じて追加的に支援するというような内容が変更点というふうになっております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) それで、極めてこの事業については農業者にとっても非常に評判のいい事業でありますし、農業再生産の上では、用水路やいろいろな資源を修理しながら活用していくという意味では非常に有効であったわけでありますが、その中で、23年から24年にかけて共通している取り組みとしては、共同活動支援事業というものがあるわけでありますが、これが23年から24年にかわる中で、24年は前年の75%に下がったわけでありますが、下がったことについてはどうしてなのかという農業者の声もあるのでありまして、その辺の理由についてお伺いしたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 井出主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) お答えいたします。

本市につきましては、全体でこの事業の取り組みですけれども13地区が取り組む予定でございます。そのうち9地区につきましてが前対策から丸5年を経過するということで、継続地区の支援単価の対象というふうになります。この支援単価につきましては、基礎単価の7.5割を上限とされたところです。

この7.5割というふうに上限が設定された主な理由といたしましては、継続地区においては 農地、農業用水等の日常の保全管理活動がこれまでの取り組みにより定着しているということ で、より効率的な取り組みが考えられるということでございますことから、国においては共同 活動支援交付金の継続地区の単価については、新規地区の7.5割というような上限とされたところであります。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) それで、今お話あったように相当定着してきたということもあって、そしてまた、経過も良好ということで下がったというふうに考えられるかと思うんですが、今説明のあった24年から新規に向上活動支援交付金、これは私も23年度の第4回定例会でもその必要性を強く求めてきました。今回そのことが実施計画、予算化されたことについては極めてうれしく思っておりますし、感謝を申し上げたいと思います。

そこで、その中で予算化され実施されるに向けて、関係土地改良区や、あるいは私たちが組織している支線組合に対して、要望とかいろいろな聞き取りをされたかなと思うのですが、その辺についてはどのような要望を聞いたかについて、まずお伺いします。

委員長(伊藤隆雄君) 林農業振興課主查。

農業振興課主査(林 秀忠君) お答えいたします。

向上活動支援交付金事業につきましては、昨年10月に新年度での事業実施に向けて活動組織 代表者12名に対し、事業参加意向調査及び対象事業となる可能性のある水路等の施設の補修、 更新が必要な箇所の聞き取りを実施してきたところであり、あわせて、てしおがわ土地改良区 に対しても同様の事業要望の有無について調査したところであります。

その結果をもとに、11月7日には共同活動の代表者及び役員、関係団体に参集いただき、本 交付金について勉強会を開催し、制度の内容等について説明したところであります。

以上であります。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) その結果、取り組むということで非常に私も期待をしているわけでありますが、具体的にこの事業がどの地区でどの程度の事業規模になるのかについてお知らせください。

委員長(伊藤隆雄君) 林主査。

農業振興課主査(林 秀忠君) お答えいたします。

平成24年度で予定している地区は、上士別、中士別、武徳、多寄の4地区、各地区の施工箇所は主に用水路の補修であり、上士別地区は施工箇所が2カ所、900メートル、事業費で428万4,000円、中士別地区は施工箇所3カ所、950メートル、事業費で275万4,000円、武徳地区は施工箇所2カ所、600メートル、事業費で204万円、多寄地区は施工箇所19カ所、4,980メートル、事業費で1,734万円をそれぞれ予定しており、市の負担は440万3,000円の負担額となります。

残りの地区につきましては、活動組織に対し3分の1以上の負担が求められることもあり、 平成25年度に向けて検討することとされたところでございます。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) いい成果になるように私も御期待を申し上げたいと思いますし、これとまたかわって従前より続いていた事業として、同じく資源、用水路とか、いろいろな資源を保全するという意味では、国営造成施設管理体制整備促進事業、略して国造と言われているのでありますが、この事業は前年より、これも2,600万円減額されたわけでありますが、減額されていた部分、先ほど言ったような向上支援活動である程度カバーできるかなというふうに思っておりますが、そのことについてどのように評価されているかお答えください。

委員長(伊藤隆雄君) 井出主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) お答えいたします。

今お話がありました国造事業ですけれども、この事業については、2市2町にわたる土地改良区施設を平成22年から平成26年までの5年間の計画で、年次ごとに維持、管理、補修を行う事業ということになっております。士別市分といたしましては、平成22年度は6,165万円、23年度は7,505万円、24年度については4,845万4,000円で、24年度ですけれども、国・道の負担では3,634万円、市負担額としましては1,211万4,000円ということになっております。

平成24年度において、国と改良区との予算協議の中で、前年度と比較すると2,600万円の減 ということになったところですが、この減額分につきましては、国の予算の動向もありますけ れども、全体計画の中から次年度以降に整理をされるような形になるというふうに考えており ます。

また、向上活動支援事業の関係ですが、この事業については、活動組織が保全管理する施設に対しての支援ということになります。国造事業については、改良区が直接管理する施設に対してというような支援という中身になっております。ということで、制度上、対象となる施設が異なっているというふうに考えておりまして、国造事業の総体事業費が減ったからといって、向上活動というようなことではないという考え方でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) わかりました。

それでは、もう一つ、23年から環境保全型農業支援活動の中で、先進的営農活動支援という ものがありました。これも24年に環境保全型農業支援交付金にかわったようでありますが、こ の事業がかわって、この事業の主な内容と方法、更にこの事業を実施することによって農業者、 あるいは生産者にどのようなことが期待ができるかという点にお答えください。

委員長(伊藤隆雄君) 井出主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) お答えをいたします。

環境保全型農業直接支援交付金につきましては、化学肥料、それから化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取り組みとセットで、カバークロップ、それからリビングマルチや早生栽培な ど、緑肥を農地に還元する取り組みを行うことで、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果が見込まれるというふうに考えております。

平成23年度の取り組みですけれども、取り組み農家戸数が18戸ございました。取り組み作物といたしましては、カボチャ、トマト、ソバ、水稲などがあります。それから、面積といたしましては、延べで116.9ヘクタール、この面積に対して反当8,000円が交付されております。交付金総額では935万4,400円というふうになっておりまして、市の負担は4分の1でございますので、233万8,600円ということになっております。

また、24年度については、23年度までありました先進的営農支援交付金が終了いたしておりますので、この分の増加を見込みまして、面積で341ヘクタールで、交付金額で2,728万円を見込みまして、市の負担額といたしましては682万円を見込んでおります。

本市といたしましては、この制度を活用いたしまして、土づくりとともに化学肥料、化学合成農薬を低減した栽培をする農業者を対象に、本対策を実施することによりまして、農業技術の向上、それからクリーン農業の推進を図りながら、安全・安心な農産物の産地化に努め、図られるというふうに考えております。

また、肥料や農薬の使用を5割低減とするということになりますので、かかる経費が抑えられることで、農業所得の安定にも寄与するのではないかというふうにも考えております。 以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 農業基盤整備については、以上で質問を終わりたいと思います。

次に、去年本格的導入になりました農業の戸別所得補償制度について、何点かお伺いしたいと思います。

更に、これに伴って、最近報道されている人と農地プランについても、この機会に加えてお 伺いしたいと思います。

今農業者の中では、この戸別所得補償制度については、法制化に向けたいろいろな活動をされておりますが、従前の戸別所得補償制度の前の制度、品目横断的経営安定対策と今の制度を比較して、農業者の所得についてどの程度制度が変わることによって農業者の所得が確保されたのか、農業者の経営がどの程度プラスされるようになるのかということと、なっているかということについて、両対策の比較した数字を示していただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 寺田農業振興課主査。

農業振興課主査(寺田和寛君) お答えいたします。

まず、農業者戸別所得補償制度でありますが、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物に対し、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって、食料自給力の向上と農業の多面的機能を維持することを目的としております。

平成22年度は戸別所得補償モデル対策事業としまして米のみの実施。平成23年度からは、米、 畑作物及び水田活用の所得交付金ということで、本格実施をされたところであります。 前対策である水田畑作所得経営安定対策、いわゆる品目横断対策と産地確立交付金を合算したものと、農業者戸別所得補償制度の比較では、平成21年度の交付額39億4,000万円に対し、平成23年度の交付総額は45億2,000万円程度が見込まれております。前対策費で見ますと、5億8,000万円程度の増額が見込まれております。2月末までに45億1,000万円が国から農業者の方に直接交付されたところであります。

そこで、農業者の評価を行政はどのようにとらえているかという点でございますが、この制度の導入により生産数量が上がれば上がるほど所得向上につながるシステムになっております。 北海道の平均反収を用いて作物別に比較しますと、10アール当たり秋小麦で2万1,000円、春小麦で7,400円、大豆については1万4,000円、てん菜については生産数量が6トンを超えると農業者戸別所得補償制度の交付額が多くなるということになっております。

また、稲作農家に関しましては、標準的な生産費と販売価格の差額に相当する10アール当た り1万5,000円、これは定額分として交付されており、昨年は加えて反収も上がったことから、 生産者全体的に所得の向上につながったと考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 総体的に今お話があったように、前制度と今の戸別所得補償制度では、農業者に交付されているのは約5億8,000万円増えているということで、これは私たちも周辺の農業者の評価としてもそういうことでありますし、ぜひこれについては法制化の方向に向けて一層努力をしていただければというふうに思っております。

それで、次に、先日、24年に向けての戸別所得補償制度の地区別説明会がありました。このときに、初めて私も見たのでありますが、人と農地プラン、それから、新規就農、農地集積について、農水省がこんなことを考えているんですよという案が示されたわけであります。これについて議会の中でも、人や農地、特に担い手や農地の集積は士別の大きな課題なんだということは私も申し上げておりますし議論になっております。そういう中で、今農水省が示しているこの案は、人と農地の問題を解決するための未来の設計図であるというふうにも言われております。

私もこれを前に一読したわけでありますが、担当されている方はこの内容を精査して、今まで取り組んできた士別市が取り組んでいる担い手事業や、あるいは農地集積に対する考え方と対峙した場合に、この農水省が今回示された提言、提案というものは、積極的に行政は進めていくんだということになるのかどうか、その辺についてお伺いします。

委員長(伊藤隆雄君) 武田農業興課主幹。

農業振興課主幹(武田泰和君) お答えいたします。

今回の人・農地プラン、いわゆる地域農業マスタープランでありますけれども、国内農業の 再生のための基本方針のもと、持続可能な力強い農業の実現を目指すため、将来の農業を支え る人材の確保と農業の競争力、あるいは体質強化を図るための農地の集積を柱とするものであ りまして、国においては24年度に新設されたところであります。

この推進に当たっては、新規就農者への支援対策として経営開始から最長5年間、年額にいたしまして150万円を給付する経営開始型の給付金や、研修中に給付する準備型といった新規就農給付金があります。更には、農業生産法人が地域就農者を雇用した際の研修費用を支援する農の雇用事業など、人の問題に対する解決に当たっていくとされております。

また、農地の問題の解決に向けても、農地の集積を進める際の支援ということで対策を行うこととなっております。

これら各種の支援を受けるためということでありますけれども、要件として人・農地プランへの位置づけが必要となりますことから、本市におきましては、これまでも担い手対策、地域 農業を支える多様な形態を担い手として位置づけをいたしてきておりますし、今後においても この考えは変わるものではないということであります。

なお、このプランの作成に向けてということで、先日来から説明会を開催しております。今後においてもアンケート調査を実施いたしまして、支援への希望や将来の経営についてのお伺いをし、市においても地区、あるいは集落のプラン作成にぜひ当たってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長(伊藤降雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 当然行政としてはこのプランに沿って、ある面ではやはり積極的に進めていくということになろうかと思うのですが、実際私たちも農業者として本当にこのプランが浸透していくのかという視点でとらえますと、数年前に農業委員会が調査した意向調査でも、士別市の農業というのは以前700ぐらいの戸数がいたわけですが、それが恐らく十数年ではもう半減するだろうといわれている中で、優良農地までも耕作放棄になることが心配されているんです。

そこで、これは自然に離農していくということは当然あるわけでありますが、その人たちにとってみれば、農地というのは将来の生活の一つの資金として重要なのでありますが、ここで出てきているのは、土地を出して売り手に対して譲るというか、耕作について権利を移動する場合、要するに農地集積協力金という制度が出てきました。これは面積によって変わってくるのでありますが、最初0.5ヘクタールから最大2.0まであるのですが、2.0ヘクタールで70万円、これは恐らく単年度だけではないかと思うのですが、2.0ヘクタール、要するに2町というのは極めて、これはもう北海道の農業者に当てはめた内容なのかどうかということです。

それから、まずこの単価が70万円というのは、どこから出てきたのかということもよく言われているのですが、この出し手に対する支援、要するに農地集積協力金について、これはスムーズにこの制度がこのことによって農業者が離農する、権利移動するに値する内容となっていないのではないかと思うのですが、これは全国一律の感じがするんです。この辺も多少問題があるので、ほかの点も加えてこの辺についてはどのようにお考えですか。

委員長(伊藤隆雄君) 武田主幹。

農業振興課主幹(武田泰和君) お答えをいたします。

委員から御質問のありました人・農地プランの部分の出し手に対する支援ということで、国におきましては、農地が将来においてもしっかりと利用されることが必要と。そういったことが耕作放棄地等の発生を防ぐということで、今回の国の部分につきましては、農地の集積や分散している農地を連担化ということで解消が進むように、このような農地集積協力金として農地を出すことへの踏み切りを支援する内容と。単価につきましては、出し手に対するものということで、面積に応じて1戸当たり0.5ヘクタール以下につきましては30万円、0.5ヘクタールを超え2ヘクタール以下は50万円、2ヘクタールを超えると70万円交付をする内容となっております。

この交付金を受けるに当たりましては、この支援については人・農地プランに位置づけをするということとなっておりまして、先ほど申しましたけれども今回実施するアンケートで、将来の経営や経営規模に関して、更には農地をどのようにされていこうかということを十分お聞きした中で、引き続き地域における話し合い、更には農業関係機関等による検討を交えながら、プランの作成に対応していくということで考えております。

2月にも農水の担当者の方をお招きして、こういった関係機関とともに勉強会を開催させていただきました。その際にも、農水のほうからも、委員お話のとおり、全国一律の制度ということで、特に北海道にあっては土地利用型の経営規模についても本州と比較してやはり大きな経営体と。集落を見たときにも、本州ではやはり小さな農業経営体というか、その中に中心核になるような経営体があるということで、交付単価、更には面積等についてはやはり北海道とは多少の差異というか、そういったこともその勉強会の際にも説明を受けたところでありまして、こういった新たな24年度から始まる対策ということもありますので、引き続き市としてもそういった北海道において、我々の地元士別においてこの制度がしっかりとなるものか、そういったものも検証していきながら、プランづくり、更には地区との話し合いに当たってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 今お話がありましたように、本州と北海道では農地の規模が相当違います ので、ぜひ全国一律ということではなくて、しっかりとしたこの北海道士別の声を中央にぜひ 伝えていただければと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

農業振興対策についてお伺いいたします。

私たちは農業者としては、この士別市農業・農村活性化計画を極めて大事に読み返しをしながら本当にこれでいいのかどうかということも、私自身も皆さんと議論しながら大事に読んでいるわけでありますが、士別市のこの農業、あるいは農村の現状からして、ここで目指す姿と

しては、第1期の農業・農村活性化計画では土づくりを基本にしてきた。それから、第2期では人づくりを推進してきましたと。更に今、土と人づくりを基本として、主要農産物の生産を5年間で3割アップという収量アップ作戦に加わってきたわけであります。先ほど質問してお答えがあった戸別所得補償制度、これにおいて収量を上げることが農業者の所得にプラスしていくという制度にこの戸別所得補償制度はなったわけでありますので、ようやく収量を5年間で3割アップ、そして、しべつ農村塾のこの活動の成果はようやく生かされてきたんだなという感じがしておりますが、この辺について農業者と交流のある担当者の皆さんは、担い手の評価はどんなふうになっているのか。土づくり、人づくり、収量アップ作戦をどんなふうに生産者は考えているのか。そして、更に活性化計画に向けて、担当者はどのようにこれを生かそうとしているのかについてお伺いいたします。

委員長(伊藤隆雄君) 武田主幹。

農業振興課主幹(武田泰和君) お答えをいたします。

農村塾の取り組みにつきましては、本市の主要な畑作物である小麦、大豆、てん菜について 堆肥の投入や施肥、病害虫に対する対応など、農業者の日ごろの基本技術のもと、地域で実証 圃を設置させていただいて取り組んできたところであります。3地区においてそれぞれ農業者 の協力のもと実証圃を設け、作物の生育、あるいは収量の比較をということで実証試験をやっ てまいりました。

成果としては、てん菜においては、施肥の改善によるコストの低減、これにつきましては、 肥料の高騰ですとかそういったこともございまして、コストの低減、そして、そういった中に おいても収量、あるいは糖分がしっかり確保できるといった部分。更には秋まき小麦では、特 に春先の雪腐れ病等、それについての防除の実施による確認、それから、大豆につきましても、 例えば病害虫に対する発生をいかに適期に防除とか、そういったものもピンポイントで行いな がらやっています。 4年目ということで、昨年までの実施に基づいて、今年度はその最終年と いうことでありますけれども、そういった成果を上げてきたところであります。

そこで、御質問にありました地域の担い手の方の反応ということでありますけれども、毎年毎年実施試験を実施する中で、そういった成果を農村塾、更には農作物栽培試験の成果ということで、地域の農業者の方、更には技術関係ということで普及センター、農協の職員も交えた中で地区において懇談会や栽培技術講習会を開催してきているおるところであります。そして、その中でしっかり地域の皆様とこういった技術をしっかり身につける。また、それを推進して継続してやっていくということも、参加者からもしっかり意見、更には技術向上の必要性も一定の評価をいただいているということで考えております。

つきましては、最終的に今年24年度はそういった取り組みをしっかりまとめて、また、こういった品目を、戸別所得補償制度の中においてもしっかり収量を上げていくということが経営においても非常に経営の安定化につながるということで、引き続き意を配して行って、地域の方とも意見交換、更には技術普及に当たってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) この項目で結びでありますが、農業振興対策についてもう一点ですが、先日地元の新聞で、米粉の製粉機がどうも活用について伸びがなく、もう少し利用できるようにしたほうがいいのではないかというようなそんな報道がありました。特に農業振興の上では、食育推進とか地産地消の上からも、もっともっと市民が利用すべきだと思うのですが、私は、設置された場所が士別市農畜産物加工株式会社にあるわけでありますが、ここは本当に市民が気楽に行けて、製粉して来られるかどうかという点では、もう少し一工夫もしなければならないと思うのでありますが、設置場所も含めて今までの利用状況を、そして、更に拡大に向けてどのように体制を考えておられるのかお聞きいたします。

委員長(伊藤隆雄君) 武田主幹。

農業振興課主幹(武田泰和君) お答えをいたします。

まず、最初に設置場所は、今現在武徳にあります士別市農畜産加工株式会社に製粉機を設置をいたしております。この設置に当たりましては、例えば23年7月に設置をしたわけでありますけれども、前年からその設置場所をいろいろと協議をさせていただいて、製粉につきましても食品ということで、例えば体験交流工房の~むですけれども、そういった場所への設置も検討いたしましたが、そちらにつきましてはやはり複数の方が自由に、市民の方が手軽に加工体験ができるという面では非常に市民への利用が図られるのではないかという視点もありましたけれども、やはり食品ということで、将来そういった部分を商品として扱うということになりますと、保健所等の関係、衛生面、そういったこともありまして、最終的には武徳の今現在食品を製造している会社のほうに設置をするに至ったところであります。

更に、今年度設置した以後、市民への利用の状況ということでありますけれども、2月末現在までの製粉の件数につきましては17件となっております。そして、製粉をしたお米の量ということでは148キロ、このうち1件は学校給食センターにおきまして55キロのお米を製粉し、米粉にいたしまして、パン、あるいはうどんのめんや、また、給食センターでの揚げ物等の衣として給食に使用いたしたところであります。

そこで、個人の利用者の方からの分につきましても、小麦粉に比べてやはり米粉ということではアレルギーが少ないというようなことで、いろいろと料理等にも使われているということでお聞きしております。

そういうことで、今現在までまだまだ利用件数、更には利用の状況はこれからということもありますけれども、現在まで2カ月、主に3カ月ということでありますけれども、3カ月を迎えた中での利用状況ということであります。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員 (神田壽昭君) ぜひ活用ができるような方向で御検討をお願いしたいと思うのです。

それで、次に最後の質問項目に入りたいと思います。

それは、先ほどもお話ししました士別市農業・農村活性化計画についてであります。

これは第1期でありますが、今年、検討策定しようとしている第2期の士別市農業・農村活性化計画については、25年から29年の5カ年間と計画が組まれているのです。今お話ししましたように、今年24年はこの計画を策定する1年であるというふうに先日もお伺いしております。

この計画なんですが、本市におけるこの計画の位置づけというものについては、書いてあるように、総合計画との調和を保ちながら本市の農業・農村にかかわる他の計画の上位とするということであります。

総合計画を重要視するということでありますが、今本当に急激に進む高齢化や農家戸数の減少、更には先日の定例会でもTPPの問題を質問させていただきましたが、士別市で総決起集会が開催されるということについてはうれしく思っておりますが、まだ今も野田首相は、このTPPについては前のめりになっているということで、何らかの形で農業の国際化というのはある面では避けて通れない、反対は頑張っていかなければならないけれども、進展していくのではないかなという予想がされるわけであります。しかし、そういう中で、この計画は本当にこういう急激に変わる中で、これからつくろうとする第2期の計画は、極めて大きな問題を抱えた、そして方向性を示す非常に難しい極めて重要なものというふうに私は考えているのです。

私は先ほど言ったように、余りにも総合計画や基本計画に忠実過ぎて、農業や農業・農村担い手支援事業などのように、17年から同じ条例であります。これは状況が変わっている中では十分対応できていない条例ではないかというふうにも思うのであります。ですから、この計画の最後にあるように、毎年の見直しをするということも必要ではないかと思うのですが、次期計画については柔軟性を持った中身にしていかなければならないと思うのですが、その辺についての考え方についてお伺いいたします。

委員長(伊藤隆雄君) 金農業振興課長。

農業振興課長(金 章君) それではまず、第2期計画の策定に当たっての考え方からお話し させていただきます。

士別市農業・農村活性化条例の精神に基づきまして、収益性の高い農業を継続的に発展させ、活力あふれる豊かで住みよい農村を創造するとともに、農業と農村が市民の総意のもので貴重な財産として将来に引き継いでいくというこの条例の精神の目的達成に向けまして、中長期的な視点で計画を策定していきたいというふうに考えております。

まず、先ほど委員のほうからありました総合計画との関係でありますけれども、総合計画に 掲げられました基本方向としては、市の農業、農村が貴重な財産、資源として発展を続けてい くため、士別市農業・農村活性化計画に基づき、土づくり、人づくり、収量アップを基本とし て、農業の確立を図るとしておりまして、総合計画の各種施策との整合性を図りながら策定作 業を進めていくという考えであります。

それで、具体的な事業のお話がありましたけれども、その事業をその都度柔軟にということ

でありますが、当然TPPだとか、そういった国際情勢の変化、あるいは社会状況の変化、さらには、今回、国の戸別所得補償制度が23年度から本格実施されましたけれども、そういった制度の変更、そういった部分、そして、士別段階での地域的な新たな課題の発生、そういった部分については柔軟に、常に見直しを行いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

より効果的で効率的な事業体系を組めるように進めていきたいと思いますが、その際には、総合計画の実施計画のローリング時点で、事業の見直しを進めていきたいというふうに考えておりますし、今までもグリーンパートナー事業だとか、あるいは新たな国の制度に伴う環境保全型の農業に対応する、あるいは異常気象に伴う地域的な状況でありますけれども、そういった農業対策を講じてきているところでありますし、今後もそういった形の中で、その都度課題が出ればその課題を解決しながら、最終的には先ほどお話しいたしました土づくり、人づくり、そして収量アップ、新たに農村づくりに向けてこの活性化計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) ぜひいろいろな要素を加味した活性化計画になっていただきたいなと思っています。

そこで、ちょうど今時期を同じにして、地元JA北ひびきも第4次の地域農業振興計画を、これも24年中に策定するというふうにされております。先日も地区別懇談会があったわけでありますが、そこで、この地域農業振興計画についての考え方がJAからも示されました。

ちょっとその中身を紹介したいと思いますが、JAが組合員にアンケートをとるかと思うのですが、そこでは4つ大きな課題が示されておりました。一つとしては、地域として将来の農業をどのようにしていくか。また、それを進めるにはどのような方策が必要と考えられるかというのが第1点であります。それから2つ目は、地域農業を担う農業者の確保は重要ですが、そのことに対してどのような考えをお持ちですかということです。新規や後継者の育成、新規就農者の対応、農地流動化対策、農業生産法人育成、支援等について、どのように考えていくべきかということをお伺いしたいということです。それから3つ目は、JAでは土づくりや各種奨励施策などにより、生産振興対策に力を入れていますが、今後JAや行政に対してどのようなことを期待しますかというのが3つ目であります。4つ目としては、農作業の受委託に当たっては、従来の経過から基幹支所によって取り組みが異なっておりますが、互いに補完し合えるような管内のネットワークづくりも取り組みたいと考えておりますが、そのためには受け皿となる受託組織は欠かせません。これら等の方法について御意見をお伺いしたいという、まだ具体的にこれからアンケート調査をするわけですが、JAとしてはこういうような大きな命題を持ってこれから取り組んでいくと思うのです。

そこで、私は農業振興計画は何よりも現場の声、汗を流す人たちの声が生かされなければい

けないというふうに思うのです。そういう中で、まさにJAはこうした基本設問を今具体的に 組合員に問いかけをするわけでありますが、真の農業者の声をしっかり具現化していくという 意味では、第2期士別市の農業・農村活性化計画は、この基本部分ではJAのこの農業振興計 画と一致しなければならないというふうに私は思うのです。こういう点ついて、基本的なJA との関係についてどんなふうな連携を持ちながらいこうとしているのかについてお伺いいたし ます。

委員長(伊藤隆雄君) 金課長。

農業振興課長(金 章君) JAとの関係、JAの振興計画との関係でありますけれども、第 2 期農業・農村活性化計画の策定に当たりましては、まず、農協の職員や土地改良区、あるいは共済組合、あるいは普及センター等の関係機関、団体の職員によりまして、本市の農業・農村の現状分析や課題等の整理を行っていきたいというふうに考えております。あわせて、青年、あるいは女性を含めました農業者や消費者などとの意見交換により、第1期活性化計画の達成状況、それから、それに基づく検証をしていき、素案についての検討も行っていただこうというふうに考えております。

これらの検討を加えたものについて、案といたしまして、第2期農業・農村活性化計画を策定して、その案が農業・農村活性化審議会の中で審議をしていただくというスケジュールで考えております。

そこで、JAが作成予定の第4次農業振興計画との関係でありますが、JAの第3次地域農業振興計画が24年度で終えまして、25年度から27年までの第4次農業振興計画が策定される計画でありますけれども、第3次の計画におきましては、いわゆる良質農畜産物の安定生産や担い手の育成、それから土づくりの推進などを重点方針として、JAの基本方針ととらえておりますし、市の活性化計画でも同様の取り扱いを行ってきております。したがいまして、当然本市の農業・農村の活性化とJAの地域振興計画につきましては、両方とも地域の農業の持続的な発展を目指すという基本的な考え方は一致しておりますし、今後JAと連携、調整を図りながら、そういった計画づくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 時期を同じくしてJAも新しい農業の方向を模索し、そして、士別市も第 2期の計画に入るわけでありますので、どうぞ連携をしっかり密にして、担い手が元気を持っ て取り組める、そんな計画にしていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原清一郎委員。

委員(菅原清一郎君) 私から総括の質問について、これからさせていただきます。

初めに、市営住宅や公共施設の空き戸数並びに未利用施設等の売り払い等に対する問題について質問させていただきます。

現行の市内にある市営住宅の空き戸数と、これを通じて1年間延べ空き戸数等々がわかりましたら、この機会に最初にお聞きします。

委員長(伊藤隆雄君) 法邑財政課長。

財政課長(法邑和浩君) 市営住宅の空き戸数についてお答えいたします。

今、士別地区のほうでございます市営住宅でありますけれども、所有戸数は905戸でありまして、うち52戸があいております。ただ、1年以上のあいている状況ということになりますと、32戸ということになります。また、朝日地区におきましては、248戸の公営住宅を所有しておりまして、空き戸数は39戸でありますが、1年以上あいているということになりますと、25戸ということになりまして、合計しますと、1,153戸の公営住宅のうち91戸があいていて、1年以上は57戸というような状況になっております。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) かねてから一般質問等々でも質問をしてきた経緯があって、公営住宅の 1年間を通じてあいている戸数が非常に目立ってきていると。その原因は何だろうというふう に思うわけでありますが、その地区に住まわれる方が少なくなってきたというのが一つなんで すが、しかしながら、その空き戸数が通年を通してある原因は、やはり現行の生活し得る状況 になっていない。例えばおふろがないとか、そういうのが原因ではないかと思うのですが、市 側のこの空き戸数に対して、原因はどういうことであるのか、その辺の考え方を聞かせてくだ さい。

委員長(伊藤隆雄君) 小山内建設水道部次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) お答えいたします。

空き戸数の原因でございますけれども、やはり耐用年数を超している古い住宅、それから、 今お話ありましたように、おふろがついていないですとか、家の建物、施設が今の新しい住宅 等に比べて不足している、足りないという形で、入居者の応募が少ないというような形もあっ て、空き住宅があると思っております。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 耐用年数云々という問題も出てきておりますけれども、市営住宅の耐用年数は何年ですか。木造といろいろ建築方法によってちょっと違ってきますけれども、主なRC、それから木造、朝日のほうではブロックが多いのですけれども、モルタルづくりも含めて耐用年数の違いをお知らせください。

委員長(伊藤隆雄君) 小山内次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) R C 等耐火構造の住宅につきましては70年、準耐火構造の住宅としては45年、木造の住宅、これは準耐火構造を除きますけれども、こういう木造につきましては30年というふうになってございます。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) では、先ほどお話しした空き戸数、それぞれ今57戸、公営住宅の場合は あるわけですけれども、主にあいている住宅については、今の耐用年数からいくとRCなのか ブロック、耐火構造なのか、準耐火構造なのか、どれに分類されますか。

委員長(伊藤隆雄君) 小山内次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) あいている住宅の大半は木造なり、準耐火構造の公営住宅となっております。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 住宅そのものが、新しいところに住みたいのは皆さんそうなんでしょうが、特に朝日地区のあきが目立つわけでありまして、その要因はやはりおふろだというふうにいるいるな市民からのお話を聞くとそうであります。それで、今年度予算の中でも後ほど出てくると思う、今年度朝日三望台団地の施設整備について、1棟そういう予算化をして、試験的に住宅の整備をするんだということがありますが、その内容についてお知らせください。

委員長(伊藤隆雄君) 古川経済建設課主幹。

経済建設課主幹(古川 優君) お答えいたします。

施設の整備についてですが、1棟4戸の住宅に石油暖房機、浴槽、給湯器と、それに係る配管の整備を予定しております。整備費用につきましては、工事費400万円を予算計上しております。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 今年試行的に1棟4戸やるということでありますけれども、それによってこの住宅が使われるようになるといいのでありますけれども、現行の中で利用状況が非常に悪い要因はそうだということで、今試験的にやるということでありますけれども、利用する場合、いろいろな家賃とかに今度は逆にはね返ってくるんだろうと、また思うわけであります。その辺については、利用される条件等については、今の現行の施設から見ると、このくらいの整備をするとどれくらい家賃に反映されていくのか、基準のところでいいので1点だけお知らせください。

委員長(伊藤隆雄君) 古川主幹。

経済建設課主幹(古川 優君) お答えいたします。

家賃についてでありますが、仮に単身世帯で入居可能な限度額であります1年間の収入約290万円の方が建設年度の一番新しい昭和56年度の住宅に入居した場合、現在の家賃は1万6,200円でありますが、整備後には1万8,200円となり、2,000円の増額となります。

以上であります。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 当然のように、施設に資本的支出をするから家賃にはね返ってくるのでしょうが、今回空き室がずっと続いているということも解消することで新しくやるわけでありますので、ぜひとも利用されるように、広告、住民に対する周知も図っていただければなと思うわけであります。

それで、全体の住宅が57戸の今空き戸数があると。市内の所有戸数が1,153戸に対して空き戸数が91戸、そして、1年間を通じてというか、大体通年であいているところが57戸ということがあるので、抜本的にこういう問題も、古いところはどんどん新しくなっていくのでしょうけれども、今後においてもその辺の対策を、市民の声を聞きながら住宅整備していただきたいなと思うわけであります。

それから、次の問題点が、教職員住宅の問題もやはりこれに付随してあるわけでありまして、いただいた資料によりますと、教員住宅が現行で133戸あります。そして、空き戸数が45戸ということで、3割強の空き室があるわけでありまして、将来的にこの戸数が旧教職員の住宅も含めると、155戸のうち55戸今使われていないわけでありまして、こういう対策については市側では何らかの対策を講じてきているのか、あるいはまた教職員については特に民間の住宅に住んでいる方がいらっしゃるということが言われているわけでありますけれども、この未利用戸数の対策は何かとられているのでしょうか。この機会にお聞かせください。

委員長(伊藤隆雄君) 鴻野学校教育課主幹。

学校教育課主幹(鴻野弘志君) お答えいたします。

教職員住宅の朝日地区の教職員住宅につきましては、保有数13に対しまして入居が8、そして、空き家が5という現状でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 青山学校教育課長。

学校教育課長(青山博久君) お答えをいたします。

今現在ある全体の教職員住宅の保有については133、空き家については45ということになっておりまして、そのうちこの空き家45戸について、どういうふうにするかということにつきまして、松ヶ平議員から以前御質問いただいた経過がございます。その中で、入居に対して必要があるものについては修繕をしていく。また、活用について築年数等を含めて検討をしていった上で、活用が見込めないといった場合には取り壊し、または移管を考えるということで御答弁をさせていただいた経過がございます。

それに伴いまして、新年度に向けてこの空き家45戸のうち29戸につきましては、移管を考えているところでございます。そういうことで今財政課と協議を進めておるということであります。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 29戸を移管するんだということは普通財産にしてそれを処分しようとしているわけでありますけれども、教員住宅の中には、今まで使われていなかった古い教員住宅

もありまして、朝日の場合は使われていない戸数が多くなってきております。そこで、そうい う市営住宅並びに教職員住宅、あるいはまた医師、それから職員とかの住宅も含めて、築後相 当経過しているものについての今後のこの財産をどうしていくのかということになってきます。

当然のように、残念ながら人口減に伴って、市営住宅も空き室が非常に目立ってきていると。 その目立っている要因は古いものからどんどんやはりなってきている、あるいは使い勝手が悪い、そういうものがなってきているわけですけれども、今後、築後償却年数の経過している住宅やこういう施設については、教員住宅等々の施設についてはどういうふうにやっていくのか。 今普通財産にして解体するんだと、あるいはまた売り払い等々もこういうものについて考えていかれるのかどうか、その辺の考え方をお聞かせください。

委員長(伊藤隆雄君) 法邑課長。

財政課長(法邑和浩君) 公営住宅なり教員住宅なり含めて、市の老朽化施設の部分の今後の対策ということになるかと思いますけれども、まず、個別の計画でありますけれども、市営住宅につきましては長寿命化計画を持っておりますので、それによりまして、各団地の整備計画を策定しております。それに従いまして、平成34年まで今後10年間の間におきましては、11団地、320戸について現地建てかえでありますとか、移転建てかえ、あるいは移転集約ということを予定しております。更に、教員住宅につきましては、具体的な年次計画というものは今現在持っておらないわけですけれども、これらについては計画的に解体していきたいというような考えもあるところであります。

また、朝日地区で持っています旧職員住宅なり、旧職員等住宅、これらの未使用の部分については解体の方向ということで考えておりますし、医師住宅の関係も出てまいりましたけれども、医師住宅については、現状が医師以外にも看護師でありますとか、技師、こういった方々にも入居させて、有効活用しているといった状況であります。今後についても医師、看護師確保の条件としまして、こういった住宅の要望なんかも多くなっているということもありますので、緊急の採用時等に対応できるように、一定の予備住宅の確保というのが必要というふうに考えていまして、売却等については予定をしていないところであります。

それと、こうした老朽化施設全体の考え方でありますけれども、未利用財産にありましては、維持管理経費の節減でありますとか、住民サービスの財源確保の面といったことがありまして、そういったことから何らかの方針を定めて有効活用を図っていく必要があるだろうというふうに考えております。

具体的には、1つ目としましては未利用財産の利活用方針の明確化ということで、財産の用途廃止なりを決定したときには、遊休化、いつまでも放っておくといったようなことを防ぐために、その都度利活用の方針を検討すべきだというふうに考えております。

また、2つ目としましては不要財産の積極的な民間への売却ということで、将来的にも利用の計画がなくて、市の公有財産として保有する必要性のない財産につきましては、積極的に民間へ売却処分するということで考えていきたいというふうに思っております。

それから、3つ目としましては、民間への貸し付けということで、将来的な利用計画が、例えばある場合にありましても、当面の間でも供用予定のないというふうな財産もありますので、そうした場合には、民間などへの貸し付けによって、財産の有効活用を図っていきたいというふうに考えております。

そして、それでも活用も売却も見込めないというような老朽化施設につきましては、維持費等もかかりますし、景観でありますとか環境面、あるいは安全面といったことから問題も出てまいりますので、解体すべきというふうに最終的には考えておりますけれども、これはどこの自治体におきましても同じ状況で、財政負担を伴うということで大きな課題でありますが、これらについては、財政状況を見ながら計画的に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 用途について、今後そういう形でやっていきたいということでありますけれども、過去に、例えば市営住宅なんかは、建設時には相当の補助をいただいてやっているということが、こういう民間に売り払うとか、そういうことができ得ないんだということがよく言われているのですけれども、それぞれ先ほどおっしゃったRCとか、ブロックとか、準耐火構造の場合、どれくらいの年数が補助に該当して、そういうことができないんだという年数はどれくらいなんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 小山内次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) 公営住宅につきましては、耐用年限の4分の1を経過した場合において、特別の事由があるときには、国土交通大臣の承認を得て、入居者の組織する団体、または営利を目的とする法人に譲渡ができるというふうになってございます。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) はい、わかりました。

そこで、この公有施設、今日までこういう民間に払い下げをしたような実例とかは、公営住宅とか、あるいはまた公共の施設も含めて今日まであったのかお聞かせください。

委員長(伊藤隆雄君) 法邑課長。

財政課長(法邑和浩君) まず、公営住宅以外の部分でありますけれども、過去というか、相当 昔はちょっと押さえておりませんけれども、ここ10年程度については、建物については売り払 いの実績というのはないわけでありますけれども、ただ、今現在東丘のひまわり保育園跡です とか、あそこは森林組合さんのほうに売るというような計画が今持っている部分もありますし、 あるいは旧教員住宅でありますけれども、1戸については民間の部分でありますけれども、今 売ってくれないかというふうな話も聞いているところであります。

委員長(伊藤隆雄君) 土岐建設水道部長。

建設水道部長(土岐浩二君) 公営住宅の民間等々への売り払いにつきましては、相当かなり昔 の話でございますが、上士別団地、現在の団地ではない場所にあったのですけれども、これは 耐用年数を既に経過した後に、入居者の方々等に売り払いをしたといったケースがございます し、桜丘団地あたりでも引き揚げ者といいますか、正式な住宅法上の公営住宅ではないのです けれども、市営住宅として建設、あるいは管理をしておりました住宅をそれぞれ入居者の方々 に払い下げをしたといったケースはございます。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 過去にはそういうこともあったと。しかし、最近は余りないようでありまして、そこで、特に教員住宅の場合は、各学校のあったところに建築がされているということもあって、地域の人からのそういう要望があった場合、これからそういうのをどんどん使われていない部分については売り払っていけるものなのかどうかということと、あわせて、売り払いする場合に、地域住民、あるいは法人等からそういう申し込みがあったとき、一番ネックになってくるのが、その売り払いしようとする物件について価格がどういう形で設定されていっているのか、その基準的な価格の設定の仕方、わかればお知らせください。

委員長(伊藤隆雄君) 法邑課長。

財政課長(法邑和浩君) 地域に点在しています教員住宅等につきまして、今現在あいている住宅については、これまで売却の要望があれば積極的に売り払いなどを行っていきたいなというふうには考えているところであります。

そこで、価格の設定の考え方でありますけれども、市が財産、市有財産を取得・処分するといった場合におきましては、その適正さでありますとか、公平さ、こういった取得・処分の価格評定を行うために、今、市長の附属機関であります財産評定委員会、ここに諮問して決定をしているところであります。それで、ここでは財産の評定とともに、例えば現地に出向いて現物を見てくるだとかといったような必要な事項についても調査をし、審議をするということになっております。取得・処分に係ります推定価格、これは100万円以上、ただ、建物の場合については50万円以上の案件でありますけれども、これについては財産評定委員会に諮問することとされております。ここの財産評定委員会に諮問しまして、そこで答申を受けた額を基本に価格設定するというようなことになります。

そこで、具体的な価格の設定でありますけれども、建物の場合につきましては、何らかの基準が必要ということでありまして、これは固定資産の評価基準をもとに再建築価格を出しまして、それを基本に評価額を算定するということになっております。

それで、再建築価格の評価ということでありますので、これは評価しようとする家屋と同一の家屋をその場所にもう一回建てたとすると、必要経費は幾らなんだという建築費を出すということでありますので、そこから、新築時から当然経年によりまして価値が減ってきますので、そして、減点補正でありますとか、あるいは北海道の場合の積雪寒冷の補正なんかも行ってい

って、その家屋の評価額を求めるということになっております。

価格の設定の仕方については以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 価格の設定についてはこういう実例がないと、ではこれが高いんだとか、いいんだとか、安いんだとかということがなかなか言えないのでありますが、たまたまそういう実例があったときに、減価償却した後の帳簿価格、あるいはまたその価格と今おっしゃったような評定額の差が、市場価格との差が非常に開いているようにも思うので、こういう問題がこれからどんどん出てくるようなことも考えられますので、今後についてこういう問題が発生したときには、利用者の要望にこたえられるように、そしてまた、そういうことに速やかに取り組んでいただけるように要望しておきたいと思います。

次の質問に入らさせていただきます。

次の質問は、朝日地区の民間賃貸住宅建設への支援はということでございます。

御承知のとおり、朝日地区には民間賃貸住宅が一戸もないのでありまして、所得制限とか公営住宅に住むことができない世帯や、市外からの通勤する単身者がたまたま最近増加傾向にあることから、公営住宅の整備が進まない、あるいは利用されていない戸数が多い非常に古い住宅が多くなってきている状況にあるときに、賃貸住宅への建設を促進する補助事業を実施して受け皿の確保と、このことが本市への定住化につながることから、こういう民間賃貸住宅への支援はできないかということでございます。

本年度から中川町のほうで補助対象となるこういう事案ができまして、それから、和寒町で も過去にそういう民間の住宅をつくる場合に、自治体からの支援策が講じられていますが、こ ういう支援策についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 深川経済建設課長。

経済建設課長(深川雅宏君) お答えいたします。

町内には民間賃貸住宅が一戸もないため、所得制限により公営住宅に住むことができない世帯や市外から通勤する単身者が増加傾向にあることから、賃貸住宅の建設を促進する補助事業を実施し、住宅の確保と本市への定住化を図ってはとの御提言でございますが、現在、朝日地区内の公営住宅への入居対応について、御説明申し上げたいと存じます。

最初に、所得制限により公営住宅に住むことができない世帯への対応についてでありますが、 公営住宅入居者収入基準を超える所得が中位の世帯については、朝日地区の民間賃貸住宅事情 等を踏まえ、空き住宅の有効な利活用を図るため、市営住宅条例第48条の規定を適用し、公営 住宅の一部をみなし特定公共賃貸住宅として、現在1世帯に入居していただいているところで ありますので、今後同様の世帯からの入居申し込みがあった場合には、みなし特定公共賃貸住 宅としての対応について御相談に応じてまいりたいと存じます。

次に、単身世帯への対応についてでありますが、入居所得基準内であれば単身世帯であって も朝日地区内の公営住宅については入居が可能なことから、御相談に応じてまいりたいと存じ ますし、所得基準を超える方についても、前段御説明申し上げたみなし特定公共賃貸住宅での 対応も可能と考えております。さきに御答弁申し上げましたとおり、三望台団地に給湯器など の設備整備を行うことで、空き住宅への入居の期待ができるものもあり、まずはこの整備によ る入居状況を見きわめてまいりたいと存じます。

ただいま御説明申し上げましたとおり、朝日町外から通勤する単身者等の定住促進については、まずは既存の公営住宅への入居促進が最優先課題と考えているところでありますし、市内で賃貸住宅を建設、経営されている事業者との兼ね合いもありますし、朝日地区のみで賃貸住宅建設に対する補助事業を実施することについては、大変難しいものと考えております。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 難しいのはわかっていてしゃべっておりますけれども、今言われたのですけれども、先ほどの私の質問にも出たように、空き住宅ができる、入らないという理由は、 先ほども話したとおりでありまして、そういう場合に、今後も公営住宅がなかなか整備状況が 非常に悪い、それから、入居者のニーズになかなか答えていけない、どんどん古くなっていく と、そういう状況下であるので、民間の活力を活用した中でこういうことが考えられないかと いうことであります。

和寒町の事例については何か調べていただいたでしょうか。こういうような民間賃貸住宅へ の実績とか、こういう事例について調べていただけましたか。

委員長(伊藤隆雄君) 深川課長。

経済建設課長(深川雅宏君) お答えいたします。

和寒町の賃貸住宅促進条例でございますけれども、平成20年4月1日から施行されまして、昨年の3月31日で失効されております。賃貸住宅の補助の内容でございますけれども、私有地に建設する場合には住宅費の2分の1、町有地に建設する場合は3戸までは2分の1、次の1戸から5分の3というような補助制度となっております。助成の実績でございますけれども、5棟22戸、9,945万円、3年間で補助の実績がございます。家賃の限度額といたしまして、建設費の0.6%以内ということで制限を加えているところでございます。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 確かに非常に難しい状況下にはあるわけでありますけれども、先ほどからお話しているように、民間の活力を使うことによって、こういう状況が非常にこのくらいの補助支援で大体やっていけるというところが実例的にあるわけです。ですから、本市の場合は、本市の中央地区、市街地については当然のように民間もたくさんの住宅がつくられているわけですけれども、朝日とか、あるいはなかなかそういう状況にないということから、将来的にこういう支援策も必要ではないのかということで質問をさせていただいたところであります。

先ほど話したように、中川町の場合は、戸当たりの建設費の3分の1以内で200万円を限度

としてということであります。今年からやられるようでありますから、少し注目していきたい と思うのですが、ぜひ今後に向けて、こういう政策も必要ではないのかということからの質問 でありましたので、このことを要望だけしておいて、私の質問を終わります。

委員長(伊藤隆雄君) ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時57分休憩) (午後 1時30分再開)

委員長(伊藤隆雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

小山内建設水道部次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) 先ほど菅原委員の公住の処分に関する御質問に対する答弁の中で、「入居者の組織する団体、または営利を目的としない法人に譲渡することができる」と答弁するところを「営利を目的とする法人に譲渡することができる」と御答弁してしまいました。訂正し、おわび申し上げます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上久嗣委員。

委員(井上久嗣君) 通告に従いまして、総括質問をさせていただきたいと思います。

新規予算、いろいろ組まれておりますけれども、新規に予算組みをされたものの中から、6項目につきまして、質問をさせていただきたいと思います。我ながらちょっと項目数が多いものですから、端的に質問を進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず初めに、地理情報システム整備事業につきまして、御質問をさせていただき ます。

こちらは、林業振興費の中に地理情報システム整備事業(新規)となっておりますが、その概要といたしまして、森林地理情報管理システム事業を活用し、各種計画、調査、現況把握など土地情報の総合的な整備を図るため、カラー航空写真の撮影を実施、デジタル処理画像を作成するということで、3行に凝縮して書かれておりますが、これだけでは非常によくわからないということで、予算的にも全体事業費として3,836万円、2市1町でされる予定のようでありますけれども、士別市分といたしまして2,000万円を超える2,051万円という予算がついております。非常に大き目の事業かと思いますので、ここで御説明をいただきたいと思いますが、まず、この地理情報システム、略してGISと言われているようですが、まず、この地理情報システムを更新される背景につきまして、お答えいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 井出農業振興課主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) お答えいたします。

この地理情報システムでございますけれども、これは大別いたしまして、このシステムにつきましては、写真、それから地番図、現況、これらが大きな大もとになります。これらの情報

とそれ以外に必要とされる属性といわれておりますけれども、土地の所有者ですとか面積など、 それぞれ基礎的な部分の情報を網羅をさせたもの、これが地理情報システムというふうになっ ております。

この地理情報システムにおいて、各原課において個別に今のところ士別市においては運用をされている状況です。この各原課において地理情報システムを用いまして、経済部におきましては、圃場管理システムですとか、農地地理情報システムですとか、また、農業委員会ですと農業者基本台帳システムですとか、そういうようなソフトを活用しながら運用をしているというふうになっております。

今回の更新につきましては、この持たせている情報のうち、写真の部分を更新するという形になります。この写真ですけれども、導入につきましては平成13年に撮影し導入したものでありまして、既に10年を経過しておりますので現況が相当変化しているというような状況があることから、更新するという状況になっております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 写真の更新ということで今御説明をいただきましたけれども、総務省では GIS(地理情報システム)の統合型というのを進めているわけですけれども、当初、私はこの予算案を見たときには、事業規模も比較的大き目なので、統合型をされるのかなという感じで見ておりました。この統合型というのは、総務省の資料を見ますと、地方公共団体におけるいわゆる統合型GISの整備促進ということで、電子自治体における共通のプラットホームをつくっていくんだと。各地方公共団体の事情に則した整備が必要だということで促進していると資料には載っております。また、その統合型というのは、見ますと、供用空間データという地理情報、行政情報、地図に関するもの、専用のサーバーにおいてネットワークでつなげて使っていこうということが、私のこの資料を見る範囲ではそういった形のイメージで理解をしております。

また、この統合型の地理情報システムを導入するということは、非常にイニシャルコスト (構築するための費用)ですとか、ランニングコスト (運用費用)が若干増えるという課題があるのですけれども、一方、中長期的に使っていくことによって、データ整備の重複を回避できるということで、中長期的に見ると行政経費を削減できるということで、統合型をこれから推進しようということで総務省は進めているわけですけれども、改めて確認いたしますけれども、今期24年にこの予算化された分はあくまでも個別型の更新ということで、統合型のGISの導入ではなく、写真を更新という前提の個別型だということでよろしいのでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 井出主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) 今、委員のおっしゃるとおり、現在士別市におきましては、稼働しているのは個別型の地理情報システムとして稼働しておりますので、その個別型の地理情報システムを動かすがための写真の更新というような形で、統合型の導入ということではない

ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) それで、個別型ということですけれども、過去、今国が進めようとしています統合型の地理情報システムの導入を検討された経過があるのか。また、検討した経過があったといたしましたら、その導入に今回は至らないといった理由はどのようなことがあったのでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 青木総務課主幹。

総務課主幹(青木伸裕君) お答えいたします。

統合型のGISの導入を検討した経緯についてでございます。

当市におきましては、平成16年にGISを使用している関係する部署の担当者を集め、システム要件などについて、統合型GIS導入について検討を始めた経緯がございます。その際には、別々に稼働してございます各システムを統合するには、当然データ作成業者の違いや互換性の問題などがあり、更にシステム機器に関する投資経費など財政的な課題もあったところでございます。現在各システムにおきましては、基本となるシステムエンジンの統一でございましたり、また、システムの保守業者の一本化などを現在取り組んでおるところでございます。

さて、過去の検討時に導入に至らなかった理由についてでございますが、より精度の高い統合型システムに移行するための要件としましては、所要するデータと法務局等との地番を合致させる必要があったことも要因でございました。現在、地籍調査通知情報化事業におきまして、この地籍調査による測量成果を数値化する作業を平成25年の完了を目指して進めているところであります。この数値化した現存する地番が明確化されることで、統合型GISのベースマップ、いわゆる基本図面として使用できますことから、その後におきまして、統合型GIS導入に向け順次環境整備を進めているといった状況でございます。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) それで、現在、今回の写真データを10年ぶりに更新して、また新たにこれは林業振興費ということでついていますので、新たな分野での活用も含めて更新されるかと思うんですけれども、統合型までには至らないといたしましても、今度の更新処理を含めてこの活用、各役所内関係部局含めた活用の範囲と、先ほど若干経済部とか農業委員会の話をふれていましたけれども、含めて、どういった分野で細かく利用されていくのかと、また、それを利用することによってのメリットについてお答えいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 井出主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) お答えいたします。

活用範囲につきましては、税務、建設、農業委員会、経済部内では中山間、農地・水、生産調整、林務というような多岐にわたりまして、原課のほうで使用を今考えております。

メリットといたしましては、最新の状況の把握というのが最大のメリットというふうに考えております。そのほかに視覚的にわかりやすい情報収集の方法、または戸別所得補償に係る畑の管理が平成23年度から加わりましたので、今まで畑の管理についてはされておりませんでしたけれども、このシステムに基づきまして、面積の管理ですとかということも可能となるというふうに考えております。

また、大部分が未撮影でありました森林部分の撮影によりまして、現況の把握ということもできるというふうにも考えておりますので、それぞれ大きなメリットがあるかなというふうに考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) それで、冒頭ちょっとさわりましたけれども、今回は2市1町でされるということで、士別市、名寄市、剣淵町ということで予算が計上されておりますけれども、これは単独でやるより当然コストダウンができるということで、2市1町で取り組むということだと思いますので、1市でやった場合と2市1町でやることによりコストダウンできた部分というのはどのぐらいを想定されていたのか、お答えいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 井出主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) お答えいたします。

単独発注の場合ですけれども、2市1町で総額で4,557万円となります。そのうち士別市分といたしましては2,415万円でございます。一括発注の場合ですけれども、2市1町総額で3,801万円となります。士別市分といたしましては2,016万円ということでありますので、約400万円程度のコストダウン効果が見られるというふう考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 400万円ほどのコストダウンができたということで、非常にこれは士別市 だけに限らず、名寄市さんも剣淵町さんも同じようにコストダウン効果があったということで、 広域的な取り組みということで、非常にすばらしいなと思います。

それで、今統合型GISのお話をさせていただきましたけれども、この統合型GISの取り組みに、自治体に関しまして国は特別交付税措置というのをしております。今回は個別型ということで、この対応になるのかならないのかという部分なんですけれども、統合型の場合は市町村においては1億2,000万円という限度額の中で交付税措置がされるということになっておりますけれども、今回の場合、統合型ではないということなんですけれども、特交措置等の可能性の範囲というか、可能性があるのかないのかお答えいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 井出主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) お答えいたします。

特別交付税の額の算定に用いる経費といたしまして、この中には統合型地理情報システムの

導入に係る経費については対象となるというような形でなっております。今回導入いたします この地理情報システムの写真、デジタルオルソの部分ですけれども、この部分につきましても、 導入に係る経費というような考え方の可能性がありますので、平成24年度においてこの特別交 付税措置の見込み額として報告をする予定でございます。

報告する交付額ですけれども、今申し上げましたように対象額が2,016万円でございます。 その中から関係する国・道補助金の対象経費となる部分を除きまして、残った額の2分の1が 算定される額というふうに考えておりますので、概算ですけれども820万円程度というふうに 考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) ぜひ特交のほうで、さっき820万円という金額ですので、非常にうちの自 治体には大きな金額ですので、ぜひ対象になるように頑張っていただきたいと思います。

それで、新たに10年ぶりに新しい地図データができるということで、現在までも市民ですとか地域の民間の企業の方々に、この地図データの何らかの提供をされていたという話はちらっとお聞きしておりますけれども、今後も、先ほど森林も含めてデータが新しく更新されるということですので、その辺も含めた新たなサービスも含めた市民、民間企業への提供等はどのようにお考えなんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 井出主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) お答えいたします。

さきにもお話をさせていただきましたが、今現在は個別型の地理情報システムGISというような形になっておりますので、今現在の考え方としては、あくまでも行政内部の情報というような考え方の位置づけにさせていただいておりますので、今までもありましたが、市民からの要望、依頼がございましたたびに、有償にて交付をさせていただいているというような状況になっておりますので、今後についても、統合型でなくて個別型という状況の中では、同じような考え方で有償というような提供をさせていただくようなことで考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) それはあくまでも紙ベースのデータの提供ということでよろしいでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 井出主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) そのとおりです。紙データということです。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 統合型の場合、インターネットを含めて市民の方々に地図情報を公開して いる自治体もぽつらぽつら出てきておりまして、まだ先ほどお話を聞きますと、地番の整理を 含めて24年度と25年度ぐらいまでかけて、まずは個別型のGISを整備していくということかと思いますけれども、先ほどもちらっと答弁の中にありましたけれども、ぜひ今後それらの作業が終わりましたら、統合型に移行ということも可能かと思いますので、先ほどお話しさせていただいたとおり、ネットワークでつながった共有データと、なおかつ、今は紙ベースの市民の情報データしか差し上げられないですけれども、これから統合型になればより広く、いわゆるデジタルデータを含めて市民への公開ですとか、もちろん限定はされますでしょうけれども、情報の提供も可能かと思いますけれども、そういったことを視野に入れて今後進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 沼田総務課長。

総務課長(沼田浩光君) お答えいたします。

先ほどから何点か御説明させていただく中で、農業関係、林業関係の個別型のGIS、この ほかに現在道路ですとか、上下水道、税の関係、それぞれがシステムを構築しまして、サーバ ーを管理しているといった状況にございます。

委員おっしゃるとおり、これは一つの統合型のシステムとして、同一管理のもとでそれぞれ の担当が必要な情報をそこから引用するといったことが財政的な面からもコスト軽減が図れる わけでありますし、例えば災害に遭ったときの対応につきましても、そういったリスク負担に つきましても、軽減が図られるといった利点がございます。ぜひ今進めていますベースマップ としてこの数値化による整合性を図っている事業、これが終了した段階で、統合型のシステム の構築ということに向けて前向きに検討してまいります。

以上です。

(「市民データの、情報の」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 沼田課長。

総務課長(沼田浩光君) データベースによる提供につきましては、市のホームページ等々から のデータの提供ということになろうかと考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 初期投資はそれなりにかかりますけれども、進み出すと先ほど申しました とおり、中期的、長期的には非常にコストも下がる、または行政組織各部署でレイヤーという 重ねるものをかえるだけで非常に効率的に行政ができるシステムですので、今後着実に進めて、 また統合型へ続けた中で、またできる限り市民や業者の方にも情報を提供しながらいいシステ ムになるように期待して、この質問は終わりたいと思います。

それでは次の質問で、宅配サービス事業について御質問をさせていただきます。

さきの一般質問の中でも、何名かの議員さんの答弁の中で宅配サービス、次年度事業の中で ふれられておりましたけれども、少し詳しく中身をお聞きしたいと思います。

士別に限らず、地方都市は非常に高齢化が進んでおりまして、また、中心市街地は経営者自

体も高齢化、後継者不足、また、商業者間、大資本含めた競争社会の中で、空洞化、いわゆる空き店舗等々がありまして、ドーナツ化現象といわれますけれども、大型店も郊外に移る。そうすると、新興住宅地も郊外に移るという形が進んでおりまして、今まであったお店がなくなってしまうというのが当たり前と言ってはおかしいですけれども、そういう状況が進んでいる。そんな中で、買い物困難者という言い方もありますし、最近では買い物難民なんていう言葉もございます。また、離れた集落では限界集落とか、いろいろな非常に生活に困難になる方々が非常に地方では増えておりまして、先ほど買い物難民という言葉は地方に限らず実は都会でも、今まであった地域の生鮮スーパーが突然と撤退して買い物困難に陥るという地方だけでもない問題という非常に難しい問題が起きているという状況がございます。

そういう中で、特に地方においては、車が使えない方、足の確保ができない方というのは、 非常に買い物に苦労されるという方が年々増えています。そういう実態を把握されている市長 の強い思いの中で、行政としての支援策としてこの制度が進められていると私は思うわけです けれども、これは予算がついているのは経済部ということで、経済部的に言えば商業者側から 見ると商店街の振興策とか、支援策というとり方もできますけれども、一方、これは先ほど申 したとおり、どちらかというと福祉的な側面が高く、地域の高齢者の方や、また障害を持って いる方々等への買い物に対する福祉事業的な側面も非常に強いと思っております。

そんな中、この商店の宅配サービスに対して、参加するかしないかという事前に商業者の 方々に参加の意向に関するアンケートをされているということをお聞きしましたけれども、そ の簡単な内容と、その結果についてお知らせいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 藪中商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹(藪中晃宏君) お答えいたします。

平成22年度に大型店を除きます食料品、日用雑貨を取り扱う市内の28店舗に意向調査を実施いたしました。調査の内容につきましては、取り扱う食料品の種類を初め、現在配達業務を行っているのか、そして、この宅配サービス事業に御協力をいただけるかなどをお聞きをしまして、28店舗中11店舗が、内容によっては御協力をいただけるという御回答をいただいております。

この中から市街地区に店舗を構えまして、かつ生鮮食料品を取り扱っております横沢商店と 井上商店、この2つの商店にお願いをしまして、事業参加の御承諾をいただいているところで ございます。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) そうすると、28店舗中11店舗に一応内容によってはということだったんですけれども、具体的に新年度確実に参加していただける御意向をいただいたのは、まずは今おっしゃった2店からスタートするということで、残りの11店のうちの9軒は、思案中といったら失礼ですけれども、これからの動向を見ながらというような状況なんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 藪中主幹。

商工労働観光課主幹(藪中晃宏君) 残りの9店舗につきましては、まず、モデル地区ということで、市内の幾つかの自治会を絞った形で進めるということでスタートいたしましたので、まずこの2店舗からスタートいたしまして、順次ほかの商業者の方にもお願いをしていくということでございます。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) わかりました。まずは2店から始めるということで、私的にはせっかく11 店あるので、もうちょっと広げた範囲から進めてもいいかなというような気もしますけれども、まずは確実に2店のところから順次広げるということで理解させていただきたいと思います。

それで、一昨年と昨年、年度で言うと昨年度と今年度になりますけれども、高齢者実態調査をされております。その中で、買い物が困難だというような御意見等がそれなりに含まれていたということで、そういったお答えというか、実態調査の中を現実にこれから進めようとしております宅配サービスの利用希望をどのぐらいあるのかということで、実態調査というか、調査を2回に分けてされているというふうにお聞きしていますけれども、その第1次調査というんですか、第2次調査というんでしょうか、それらの調査のわかる範囲で結構ですから、結果というか内容をお知らせいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 藪中主幹。

商工労働観光課主幹(藪中晃宏君) お答えいたします。

平成22年度に65歳以上で、かつおひとり暮らしの方を対象とした高齢者実態調査の中で、買い物が困っているとお答えをいただいた116名の方に、今回の事業に当たりまして、再度現在の買い物状況や、どのようなことで実際買い物に困ってるのかということを家庭訪問いたしまして、聞き取り調査を行っております。その際に、この宅配サービス事業を御利用になるかということも確認をしてきております。

1回目の調査では、本年2月にモデル地区として3つの自治会、16名の方に事業の御説明をしてまいりましたが、現在は息子さんや娘さんなどの親族、またはヘルパーの方が買い物に行っているため、特段不自由はしていないということでありまして、宅配事業には希望される方はおりませんでした。

引き続きまして、第2次調査といたしまして、先ほど申し上げました116名のうち、調査済み、または長期不在者、更には入院中の方を除いた残り52名の方について、現在調査中であります。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) まだ具体的にどういう宅配サービスが細かくメニューとしてそろえるのかとかもこれからだと思いますので、なかなかアンケートというか、今の調査に対して、これと

いった前向きに利用いただけるような調査結果が今のところ出ていないというのは非常に残念なんですけれども、それはある面まだまだ情報不足、少し情報を出すという部分で不足しているのかなと思います。

こういったものは行政がもちろんサポートするわけですけれども、基本的には、できれば商店街側のアイデアをきちっと市がサポート役になって組み入れながら、または商業者側のやる気ですとか、そういったものを含めながら集約されて動いていかないと、簡単に進まないかなという部分も若干危惧はあるんですけれども、まず今年2軒から始められるということですので、今お考え中の2店でスタートする宅配サービスの具体的な内容は、どういったものを検討されているのでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 藪中主幹。

商工労働観光課主幹(藪中晃宏君) お答えいたします。

現在考えておりますのは、注文を事前に、もしくは、2回目以降になりますと配達時に御注 文を受けまして、商品を宅配する予定でございます。しかし、代金の支払いですとか、注文の 具体的な方法につきましては、実際に御利用になる方とお店側の方とよく話し合いをしていた だきまして、よりよい方法を選択していただきたいというふうに考えております。

それから、お店の方が配達などに行かれたときに、いわゆる御用聞き的なものもあわせてできれば、市内のほかの商店街の方々の活性化にもつながるのではないかというふうに考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) これは今の注文方式、配達時とかいろいろな方法があるんですけれども、 とりあえず今2店のお店は北側と南側にそれぞれちょうどありますけれども、地域を分けて対 応してもらうのか。それとも両方のお店が全市的ということにならないのでしょうけれども、 市内の中心部なら中心部を2軒で競合しながらやっていただくのか。そういうことは大変難し いかと思うんですけれども、そういった具体的な部分が感覚的にわからないんですけれども、 その辺もこれからということなのでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 藪中主幹。

商工労働観光課主幹(藪中晃宏君) お答えいたします。

現在市街地区の方を対象に調査をいたしておりますが、宅配希望者の数やお住いの位置関係にもよって変わるとは思いますが、現時点では、議員おっしゃるとおり、北側含めました北西側を横沢商店、それから東南側を井上商店というふうな2つに分けて考えております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) わかりました。

10万円という非常に限られた事業費なんですけれども、予算組みされています。この事業費

をどのような内訳で使われる予定なんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 竹内商工労働観光課長。

商工労働観光課長(竹内雅彦君) お答え申し上げます。

事業費の内訳は、宅配商品のカタログや注文票などの印刷費でありまして、新たな事業への取り組みとなりますので、その初期投資に係る費用の一部をモデル的に応援したいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 初期投資というといろいろあるんですが、基本的にはチラシとかビラとか、 印刷物的なものが一番多いと思いますけれども、そういったものに対する一部補助と考えてよ るしいんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 竹内課長。

商工労働観光課長(竹内雅彦君) そういったことでございます。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) それで、せっかくですから、2店から進められるということなんですけれ ども、希望調査で言うと内容によっては全部で11店の方が参加したいというお話もありました ので、ぜひ今後参加店、いわゆる食品だけではなくて雑貨、いろいろあるかと思います。いろ いろな部分で拡大していって、そうすると魅力も増えていく、利用者も増えてくるという相乗 効果につなげていかないと余り意味がないと思いますので、まずは2店からというのは理解い たしますけれども、ぜひ早い時期にこれをどういうふうに拡大していくのか、しないのかも含 めて、その方向性についてお考え方をお聞きたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 林経済部長。

経済部長(林 浩二君) お答えいたします。

第1次調査につきましては、先ほど担当のほうからお答えしたとおりでございます。現在第2次調査を実施中でございまして、市街地区35軒が対象、郊外地区17軒、合計で52軒の方が独居世帯の高齢者という方で対象で、その方々の買い物に実際困っている実態につきまして、現在調査中でございます。

今、井上委員のほうから、店舗数についてももう少し拡大するなりといった話がありました。私どもからすると、例えば農村地区でお店が一軒もない地区も実際ございます。今後こういった地区をモデル地区に選定いたしまして、冬期間、あるいは農繁期といった理由から買い物に支障を来していると思われる高齢世帯の方もいらっしゃると思いますので、保健福祉部と経済部、連携する中で、この宅配サービスの需要者ニーズに努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 先ほども言いましたけれども、行政側が主体的にどんどん進めるということにはなかなかならないと思いますので、きっかけを行政がつくっていただいたということは、これはこれでいいことだと思いますので、行政側がコーディネーターという形になるかと思いますけれども、ぜひこれが個々の個店の動きではなく、できれば商業者の集まりとして動くような形に今後もっていただいて、食品だけに限らず例えば肌着1枚含めて必要な人もいっぱいいらっしゃいますので、業者の拡大も含めて、今農村地区のモデル地区もぜひ進めていきながら、着実にいい形で進むことを期待いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、3番目のまちなか居住推進プロジェクトについて質問をさせていただきます。

これは事業の概要、予算書を見ますと、中心商店街公営住宅複合店舗建設に向けた候補地の検討や施設構想、地域住宅環境整備などの情報収集を行うとなっております。私これを質問する前にちらっといろいろ話をさせていただくと、新規となっておりましたので、新規に今までの庁内で行っていたプロジェクトに更に広がりを増やして、市民、商業者も含めたプロジェクトになるのかなと思いましたら、よくよくお聞きしますと、これは庁内のプロジェクトということで、新たに予算が今年度とったということで、それは間違いないですね。

委員長(伊藤隆雄君) 藪中主幹。

商工労働観光課主幹(藪中晃宏君) このまちなか居住推進プロジェクトについては、庁内だけ のプロジェクトであります。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) それでは、これは今までも続けていらっしゃったんですけれども、今まで続けてきた部分も含めまして、このプロジェクトの中身というか、概要とか、どのような構成で行われてきたのかお答えいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 藪中主幹。

商工労働観光課主幹(藪中晃宏君) お答えいたします。

このまちなか居住推進プロジェクトは、市長のマニフェストにあります中心市街地に公営住宅と複合店舗を設け、コンパクトで生活を密着した商店街づくりと、それから、高齢者や子供たちの憩いの場として、樹木のあるミニ公園をまちなかに設置するというこの2つのマニフェストを推進するために、平成22年8月に庁内でプロジェクトを立ち上げたところでございます。

プロジェクトの構成につきましては、総務部の企画課、建設水道部の土木管理課、建築課、 それから、経済部の商工労働観光課という関係部署によりまして、プロジェクトを立ち上げて いるところでございます。

このプロジェクトでは、中心商店街に公営住宅と複合店舗を設置した場合の効果や問題点などを検証するとともに、公営住宅つきの複合店舗の形態や規模、建設可能地の調査や検討をしてきております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) いろいろ検討されてきたと。実際今までそのプロジェクトの中で協議されてきたいろいろな事業の形態、あと建設地、まだ言えるところと言えないところとあるんでしょうけれども、形となってきた素案等を含めて、お話のできる範囲でお答えいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 竹内課長。

商工労働観光課長(竹内雅彦君) お答えいたします。

プロジェクトで協議された事業形態や建設地など、形になってきた素案の御質問でございますけれども、これまでまちなか居住推進プロジェクトで協議、検討を進めてきた中で取りまとめた内容について申し上げます。

まず、公営住宅つき複合店舗の形態につきましては、住宅と店舗が一体型の場合と分離型の場合における利便性や建設コスト、あるいは面積など、いろいろな角度からのメリット・デメリットについて比較検討し、その内容を整理したところであります。また、公営住宅につきましては、設置する上での基準として、高齢者だけに限定した入居募集はできないことになっておりますので、高齢者用としては一部限定といった形になる。また、その他建物の形式、あるいは建設箇所を検討する上では、まちの駅的な要素を含むこと、それから、まちなかミニ公園との一体的な形とすること、それから、居住者等買い物客の駐車場確保である。更に、高齢者専用でなく若者世代も加えたにぎわいを確保することなど、こういった要件を満たすことが求められているということを一応確認しております。

また、建設地につきましても、中心市街地の中で駅前ビルを含め空き地など、一定程度の面積を有する数カ所の候補地につきまして、メリット・デメリットの比較検討を行い、その内容を整理した段階でありますけれども、駅前ビルの栄団地につきましては、昭和35年に建設し、昭和62年に改修いたしまして、20戸から10戸にしてきたところでありますけれども、士別市公営住宅等長寿命化計画におきましては、平成23年度から32年度の10年間におけます現地建てかえ、または移転建てかえの計画では、25年度に解体予定となっているところでありますので、これらのことから、公営住宅の栄団地の新築移転に加え、複合店舗、そして、ミニ公園として整備する方向性が確認されたところであります。

今後設置場所のほか、その敷地の位置、面積によりますけれども、建物の一体型、分離型といった形式の選定などについて、更に検討を進めて方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) おおむねその敷地面積というのはどのぐらいの面積を想定しているのか。 しているのであればお答えいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 林部長。

経済部長(林 浩二君) 今、課長のほうから駅前ビルも含めて市内の数カ所ということでお答

えをしたところでございます。井上委員のもう御存じのとおり、まちなかにおいては、例えば 1丁目付近であると旧ホテルがそのまま休館の状態、あと5丁目付近でも旧施設が休館の状態 等々ありまして、そういったところも一つの候補地としながら検討をしているところでありま す。

一つには、先ほど答弁したとおり、駅前ビルについても、これは25年に解体するということでありますので、今5つの候補地の中での比較検討の段階において、駅前ビルということで申し上げますけれども、ほかの4つについては、ただ地権者の関係もあり、所有者の関係もあって、今表立ってお答えできない点は御理解をいただきたいと思っております。

それと、あと面積はどういった形で考えているかということで、おおむね3,000平方メートル程度の敷地が必要になるかなと考えているところでございます。

以上であります。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) それで、駅前ビルが今25年で解体して、そこの公営住宅3階、4階部分でたしか10戸ですね、入っているかと思うんです。それプラスアルファ、多分含まれるんでしょうけれども、今想定される公営住宅の戸数というか、規模というのはどのぐらいなんでしょう。委員長(伊藤隆雄君) 小山内建設水道部次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) 公営住宅につきましては、土別市公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、20戸を計画してございます。間取りですけれども、1LDKが8戸、2LDKが10戸、3LDKが2戸という部分で現在想定されるところでございます。

それから、入居者につきましては、今お話のありました駅前ビル、現在3戸入っておられますけれども、この方々の御希望もございますけれども、どういうふうになるかわかりませんが、現在その3戸と、今後つくも団地建てかえに伴いまして12戸、それから、一般公募5戸が考えられるところでございます。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 先ほど来、プロジェクトを進めている中で素案を進めていらっしゃると思います。ある程度庁内のプロジェクトで素案が固まった時点で、当然ですけれども、こういったものを行政側で一方的に決めていくということにはなりませんので、商業部分も当然ございますし、先ほど来の建設地も非常に微妙な問題も含めていろいろございますので、これをどんな形で商業者、市民等の意見をお聞きするという機会というか、どういう組織にお願いをしながら意見を聴取するというか、取り入れていくという機会をもっていくという御計画なんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 藪中主幹。

商工労働観光課主幹(藪中晃宏君) お答えいたします。

このプロジェクトの中で、ある程度建設に向けまして方向性が定まった段階におきまして、

士別商工会議所、あるいは商店街の振興に日ごろより御尽力をいただいております商店街振興 検討委員会、更には市内の商店街の若手で構成されておりますまちづくり推進協議会といった ような商店街の関係者の皆様、それから、周辺の自治会の方々の皆様などの御意見を賜りなが ら、最終的に計画案を取りまとめていきたいというふうに考えております。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

以上です。

委員(井上久嗣君) それで、今お話あったような既存のいろいろな商業関係の各組織と話し合いをしながら進めていくということなんでしょうけれども、具体的に決まっているかどうかわからないから聞くんですけれども、基本的な計画というのをいつまでにつくりたい、細かな設計図とはいわなくても、場所だとか、こういった形でこんなものをつくりたいんだという本当の基本的な計画を、この時期までに目指したいという目標年次的なものが今現在もうあるのか、まだそこまでいっていないのか、お尋ねしたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 佐々木経済部次長。

経済部次長(佐々木 勲君) お答えします。

建設に向けた今後の進め方ということでございます。先ほど平成25年には駅前のビルの解体ということも予定しております。それに合わせまして、現段階の進め方でございます。平成24年度につきましては、公営住宅と複合店舗としての住環境の観点、あと買い物などにぎわいのある施設として最も効果的なものとしてどうあるべきかということで、設置場所の選定、協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

そこで、今までのプロジェクトにおける現段階までの協議、検討結果から申し上げますと、 内容から申し上げますと、総合計画の見直しにおきましては、平成25年度における駅前ビル、 栄団地の解体、建てかえの検討のもとに、まず一つ目の中心商店街公営住宅複合店舗建設事業 につきましては、24年度の調査を行いながら、25年度基本設計と実施設計及び用地買収等々を 行いながら、26年度には公営住宅とプラザの建設というようなことで考えております。

事業費につきましては、総事業費で5億9,812万9,000円を見込んでおります。25年度におきましては、金額で申し上げますと9,993万6,000円を見込み、26年度は4億9,809万3,000円を見込んでおります。もう一つのミニ公園造成事業につきましても、25年度に用地の測量をしまして約100万円程度、それと、27年度に植樹やあずまや、トイレ等の整備ということで2,500万円を見込んでございます。総事業費におきましては、今の総合計画の見直しの中では6億2,412万9,000円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) それで、26年建設ということを目指すということでお聞きしました。

一つだけ確認したいんですけれども、いわゆる複合店舗部分というのが行政側が主体的にハ ードをつくるという方法が一つあります。ハードを当然行政が何らかの予算をつけて建てる。 それで、そこに入居される店舗さんから主に家賃をいただいて住んでいただくという形式が一つあります。もう一つは、この計画が進んだ上で、商業者側が主体的に商業部分をつくっていく。例えばそうなると、昔から近代化資金とか商業者側が直接国の補助をいただくという制度がいろいろありますけれども、そういう可能性も今後限られた時間内で可能性があるかないかは別にしても、仮にあったとすれば、場合によっては商業部分は商業者側が主体的に建物を建てて、最大限有効な補助制度と、あと市の補助も含めて建てていくという可能性もないとは言えないわけですけれども、そういった部分も含めて今後商業部分の複合店舗の部分はそういう可能性も含めて協議されるのか、それとも、あくまでもハードの部分は市が直営的に建設していくという方針で進められるのかお聞きしたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 林部長。

経済部長(林 浩二君) お答えいたします。

施設の全体構想的なものといたしましては、一体型が一番いいのか、ある意味分離型がいいのかという部分で、まだそこまで具体な詰めというのは行っておりません。今、井上委員からお話があったように、例えばその施設を分離型にしても、お店の部分について行政が担うのか、それとも商業者側にお願いするのかという部分からすると、基本的にはその分、これは行政で対応しなければならないと思っておりますけれども、商業者の方々の意見も当然そこはくみ取った中で、そういった可能性が仮にあるとすれば、商業者の方々のやりやすい方向ということも一部には考えられますけれども、現状の中から考えますと、なかなかそれもちょっと難しい状況にあるのかなと。当面は行政のほうである程度そういった商店街の方々の意見はお聞きする中で、どういったあり方が一番いいのか、その部分について今後引き続き検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) これでまちなか居住推進プロジェクトの質問は終わります。

それでは、教育委員会のほうの質問に移りたいと思います。

最初に、子育て応援ファイル作成活用事業についてということで、これも新規事業ということで、子育て応援ファイルを新生児の保護者及び希望する保護者に配布し、子供の成長に応じた支援計画の共有、就学、進学の際の円滑な引き継ぎ等を図るということで、90万5,000円ということで予算が組まれております。

私、この事業の概要ということで短く予算書には書かれていますので、その部分だけ読んだところ、本市では、市長の子育て応援という部分で各種制度がございまして、子育て各種支援制度を取りまとめました子育て支援ガイドブックというのが今つくられておりますけれども、私は感覚的には、これは子育て支援ガイドブックを何か更新しやすいようなファイル上にしたものなのかなという部分があったんですけれども、どうやら全然違うようでありまして、その辺をちょっと詳しくお聞きしたいと思うんですけれども、これの事業化に至る現在まで、この

子育て応援ファイルを検討されていた経過と、この子育て応援ファイルの作成の目的につきま して、簡単に御説明いただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 青山学校教育課長。

学校教育課長(青山博久君) お答えをいたします。

まず、子育て応援ファイルの作成活用事業に至った経過でございます。これにつきましては、 委員お話のとおり、子育てガイドブックとは異なる内容になります。いわゆる、近年、保育園 ですとか、幼稚園、学校などでさまざまな支援を必要とする子供が増えてきているといった状 況。また、これまで保育園や学校において、転校ですとか、進級、進学などで担任がかわって いくたびにその引継ぎがうまくいかずに、保護者が同じことをその都度説明をしなければいけ なかった。そういった状況もございました。また、そのたびに子供たちに対する支援内容が変 わっていくというようなこともままあったという状況がございました。

このような状況の中から、保護者の多くは、悩みを相談する相手がいなかったり、少なかったり、また、子供の支援にかかわっている関係者などからは、早期にこのことに対する対応というものを望む声も非常に多かったという状況にあります。教育委員会といたしましても、関係部局と連携をしながら、すべての子供たちに対する総合的な支援方策が必要であるというふうに考えていたところであります。

このようなことから、学校、保育園、のぞみ園、教育委員会事務局、保健センターの代表者から組織しております士別市の特別支援教育連携協議会の相談支援班の中で、一昨年から本当に数回にわたり協議を重ね、子供たちが生まれてから就労するまで一貫して活用できる士別市子育て応援ファイル「すくらむ」といったものを作成をして、子育てをしているすべての保護者に対して配布をしていこうではないかというふうになったということが、まず1点ございます。

この作成の目的なんですが、保護者が必要に応じて活用できる育ちと学びの応援ファイルということで考えております。このファイルをすべての新生児の保護者に配布をいたして、保護者自身が子供の育ちの記録や相談記録などを書きとめ、それを活用することで、子供の成長に応じた支援計画の共有、こういったものが図られるようになる。また、就学のとき、進学、進級のときにおける円滑な引き継ぎなど、その都度適切な支援を受けることができるようにするといったことが目的として考えております。

例えば、障害の有無にかかわらず、子育てに不安を感じたときに、それまでの記録などを、例えば保育士だとか、保健師、それから学校の先生、教員、医者などの医療機関の方々に見せることで、子供の育ちの経過といったようなことを正確に伝えるといったことが可能になります。また、相談相手がかわるたびに、保護者というのは最初からすべて説明をしなければいけなかったということがありましたが、こういったことも解消されてくる。また、保育園から小学校、小学校から中学校へ進学するときなどに活用するといったことで、継続した適切な支援が受けられるようになるといったことになるということを想定しております。

また、保護者が保育園や学校ですとか子供にかかわる期間、支援者とともに作成をして記入をして活用していくというふうにできるという様式も含めてありますので、相互の関係が深まることでより有効な支援が可能となったり、このファイルそのものは保護者がみずから作成をいたしますので、作成をする中で、我が子としっかりと向き合って、子供と一緒に成長することができるといったものに活用できるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 非常に御丁寧に御説明ありがとうございます。

子育ての記録、成長の記録というのは、先ほどお話ありました生まれてから就労するまでという間、一貫して活用できるようなファイルということだと思います。また、保護者がみずから作成をするということで、最初は行政側からお渡しするわけですけれども、行政側から一方的に情報を渡すのではなくて、きちっと保護者の方がみずからそのファイルに記録をとりながら、情報の共有ですとか、一元化とか、効率化と、いろいろな意味で精度の高い情報の伝達手段になるものなんだなということで期待をするところですけれども、その具体的な目的はわかりましたが、ファイルの中身、どういったような形式というか形になっているんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 須藤学校教育課主査。

学校教育課主査(須藤友章君) お答えいたします。

子育て応援ファイルの内容についてでございますが、個別の支援を要る要らないにかかわらず使用いたします基本シートと、必要に応じて使用するシートをリングファイルに収納して配布する予定でございます。

基本シートには、妊娠、出産、発育の様子や健康診断、予防接種、就学までの育ちと就学後の記録などを記入していただくものでございます。

また、必要に応じて使用するシートには、子供への具体的な支援計画や関係機関との相談の 記録などを保護者と支援者に記入していただくものです。例えば、ファイルに飾りつけをした り、シートに写真を張るなど、記入する方が楽しみながら活用していただきたいと考えていま す。

また、リングファイルには母子手帳ですとか病院の診療券もあわせて保管し、日常的に活用できるように工夫をしております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) わかりました。

ちなみに、この子育て応援ファイル、地域によって名称がもしかしたら違うかもしれません けれども、管内での他の取り組みの状況はどういった形になっているんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 須藤主査。

学校教育課主査(須藤友章君) お答えいたします。

管内での取り組み状況についてでございますが、上川管内では、旭川市、名寄市、東神楽町など7カ所で独自のファイルを作成し、活用しているところでございます。また、和寒町、占 冠村、南富良野町などではファイルの作成を検討されているとのことでございます。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 決して士別市は早いほうではないと。ちょっと遅目かもしれませんけれど も、始まるということかと思います。それで、新年度明けまして、いつごろ完成をして、実際 の配布時期というか、また配布の方法はどのようにお考えなんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 青山課長。

学校教育課長(青山博久君) お答えをいたします。

完成時期につきましては、新年度に入りましてから、先ほど申し上げた相談支援班の皆さんにまたお集まりをいただいて、最終的な内容の検討をいたしたいというふうに思っております。 その上で印刷ということになりますので、おおむね7月ごろの完成を目指していると、その後の配布ということで考えております。

配布の方法につきましては、今まだ確定している段階ではございませんけれども、子供一人一人の応援ファイルということで目指しておりますので、毎年その年に生まれた新生児(ゼロ歳児)をもつ保護者に配布するといったことを、まず基本に考えております。そういうふうに新生児の保護者にお渡しをするということで考えておりますので、例えばこんにちは赤ちゃん事業ですとか、3カ月、6カ月健診時などの機会をとらえて配布、その活用方法や記入の仕方などもいろいろと説明をした上で、すべての保護者の皆さんに活用してもらえるように、より有効な配布方法を今後子育て応援室ですとか保健センター、特に保健センターが重要なキーパーソンになると思うんですが、こことも十分今後協議をしながら、具体的な配布方法を検討してまいりたいというふうに考えているところです。

また既に、例えば保育園ですとか、幼稚園、学校に通っている子供をもつ保護者の皆さん、この方々については、基本的には希望者に配布をするということを想定をいたしております。 そのため、啓蒙用のリーフレットの作成ですとか、広報しべつ、またはホームページ等でしっかりとした周知に努めていきたいということを考えております。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) はい、わかりました。

それで、さきに内容というか中身の説明の中で、基本シートがあるんだということで、最も基本的なものだと思うんですけれども、それをファイル化してまずは差し上げるということになるかと思いますけれども、先ほどの説明の中で必要に応じるシートもそれぞれ足していけるんだということでありますので、新しいシートを追加するですとか、または中身が場合によっては長い年数の中で当然変更することもあり得ますので、そういった中身のシートの変更です

とか追加ということに対して、ファイルを差し上げた保護者の方々に、更新をどういうふうに していただくかという対応はどのようにお考えなんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 青山課長。

学校教育課長(青山博久君) お答えをいたします。

実際にお使いいただく中で、改良点ですとか変更点というそういったものも実際に出てくる可能性もあります。また、ファイルそのものは基本シートのみを配布をするということを考えていますので、例えばオプションシートですとか、追加で様式が必要だといったものが出てきた場合には、それらを皆さんに活用していただけるように、ホームページに様式を掲載をして、そこからダウンロードできるような状態、こういったことも当然必要なことだろうというふうに考えておりますので、そういうふうにしてまいりたいといったことを想定をいたしております。

また、最終的にはすべての子供たちが対象ということで、すべての保護者の皆さんに知っていただくというのが、本当にここの事業の場合には非常に重要なことであるというふうに思っていますので、その様式の変更ですとか、そのものとともに、先ほど少しお話をさせていただいた周知というのが非常に重要になってくるというふうに考えております。ここの部分は保護者への周知だけではなくて、支援者、例えば保育士ですとか、学校の先生方を初めとして子供にかかわる多くの方々が、このファイルの活用方法を知らなければいけないということも非常に重要な要素でありますので、ここの部分もホームページ等も通しながら、しっかりと対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) ホームページでのダウンロードという話もありましたけれども、それはそれでよろしいんですけれども、インターネットが必ずしも御家庭で環境になっていないところもありますので、それは先ほど周知という話もありましたけれども、内容の更新も含めて必要な周知をきちっとしていただいて、場合によっては、中身の入れかえ等の更新に対しては、ダウンロードできない御家庭には、教育委員会を中心に現物を差し上げるなり何なりという細やかな対応が必要かと思います。また、これは始めるとずっと続ける事業になるかと思いますけれども、やりながらまた改良点も出てくると思いますので、まさに子育ての応援ファイルとなることを期待いたしまして、この質問を終わります。

それでは、市民文芸活動振興事業について質問をさせていただきます。

これも新規となっておりまして、概要を見ますと、文集しべつの発刊など、文芸活動振興に向けた各種講座等を開催をするということで30万円ということで予算化されております。さきの新聞等の報道を見ますと、3年ぶりに文集しべつが復刊されたと。実に843作品という非常に多い掲載内容の充実したもので、復刊がされたということで、うれしい限りなんですけれども、それに関しての引き続きの新年度予算ということなんでしょうけれども、まず、この事業の文集しべつに関してはこの概要の中でふれられておりますけれども、この事業の中身という

か内容を簡潔に御説明いただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 若林図書館長。

図書館長(若林武司君) お答えいたします。

この事業の内容につきましては、2点ございまして、一つには、子供読書活動の感性豊かな自己表現や、コミュニケーションの能力向上につながる文集しべつの発刊ということが一つございまして、2点目には、市民の文芸活動の充実を図るための文芸関連講座の開設と市民文芸の復刊に取り組んでまいりたいと、この2点でございます。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 確認なんですけど、よくある生涯学習的な事業には、各団体さんに補助事業的に差し上げるという部分が多いです。これはあくまでも図書館の直轄的な事業ということでよろしいんですか。

委員長(伊藤隆雄君) 若林館長。

図書館長(若林武司君) 仰せのとおりだと理解しております。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) それで、その30万円という予算の簡単な内訳をお願いします。

委員長(伊藤降雄君) 若林館長。

図書館長(若林武司君) お答えいたします。

この予算の内訳につきましては、一つには、文集しべつの印刷製本代などの経費、これが13万円ございます。もう一つには、文芸関連講座開催に係る講師謝礼等の経費として17万円、合計で30万円ということになってございます。ただ、この講座の開設に関しましては、これまで短期的なものや、複数カ月間の長期間にわたるじっくり学習できるような内容の講座も計画をいたしておりますし、また、図書館だけではなく、公民館等が開設します楽しい短歌入門講座などを含めて、幅広く文芸活動の振興に取り組めるような講座の開設等も含めて取り組んでまいりたいというぐあいに思っております。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) この質問は余り長くしません。これで終わりますけれども、特にこの事業 に関しては教育長の思いが強いと伝わっておりますので、最後に一言、教育長の熱い思いをいただいて、締めたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 安川教育長。

教育長(安川登志男君) 市民文芸活動振興事業についてですが、この事業は図書館長から御答 弁申し上げましたとおり、一つは、文集しべつの復刊、そして、士別市民文芸の復刊を中心と した市民の文芸活動の振興ということなんですが、文集しべつについては、昭和31年に創刊さ れまして、それから五十数年間ずっと発行が先生方の手によって続けられてまいりました。と ころが、さまざま先生方の業務も繁多を極めるような状況の中で、とても発刊するのが大変になったということで、3年間にわたって検討して、平成20年3月をもって一度休止するということになっていたということを私は教育長になってから知りました。

教育長になったときには、私は市民の文芸活動の振興を一つの重点に掲げていました。2年ほどたったときに、士別市民文芸がもう廃刊されているということを知って、あわててどういうことなのかを当時の学校関係者にお聞きをしたら、そういう事情であったということがありまして、ぜひ復刊をしたいということで、先生方のお手を余り煩わせないような形で、少ない経費の中で復刊できればということで、その50年の間刊行され続けた文集しべつには、当時さまざまな地域で生きていたお子さんの様子だとか、生活の様子だとかもありありと記録をされておりますし、図書館協議会等でお話を伺うと、小さいときには本当に文集しべつに自分の作品が載るのが一つの夢だったと。それで、兄弟の作品が出、そして、自分の作品が出たときには本当にうれしくて、いまだに数十年たってもその文集しべつはちゃんと持っていると。子供たちができれば文集しべつを一つの目標にしていただいて、さまざまな読書活動を基本にしながら文章表現活動に取り組んで、結果、文集しべつに載ることを目指して、さまざまな能力が高まってくれればいいなということで復刊をし、これを継続しようというふうに考えているところでございます。

更に、市民文芸活動の全般的な部分につきましては、図書館だけでなく、公民館におきましても、さまざまな短詩系文学の講座等もやっておりますが、かつて古い場所に図書館があって、そこを拠点にしながら士別文学学校ですとか、そういう事業が展開されていた時期に比べて、今の士別市の文芸活動の状況は決して盛んな状況ではないわけで、でき得ればそういった意味で、市民の精神文化を少しでも豊かにするという意味で、若干行政がきっかけづくりと下支えをすることで、全体的な市民の文芸表現活動が活発になればということで、新たに事業を起こしたところでございます。

経費的にはわずかでございますけれども、さまざまな部分でさまざまな既存の事業とも連動させながら、効果的にこの事業の成果を上げてまいるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) それでは、期待しまして、次の質問に移ります。

最後に、学校図書館ネットワーク事業について質問をさせていただきます。

まず初めに、今年度23年度ですけれども、学校図書のデータベース化が行われておりまして、その作業の中で、使える図書と使えない図書の仕分けをしながら、使える図書をデータベース化したということになるかと思います。そうすると、使えない図書は廃棄図書ということになったわけですけれども、最終的にもう作業が終わっていると思いますけれども、このデータベース化を通して、最初にあった全学校の学校図書数が最終的にどのぐらい減って、何冊ぐらい

の冊数になったのかお答えいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 神田図書館主幹。

図書館主幹(神田麻実子君) お答えいたします。

昨年4月から12月までにおきまして、市内小・中学校17校の所蔵するすべての蔵書のデータベース化を完了いたしました。蔵書数につきましては、作業前8万2,000冊が5万2,000冊となりました。約3万冊の除籍によりまして、蔵書数は36%減少いたしましたが、学校図書館の刷新が図られ、また、新しい本もたくさん増えていることにより、これまで以上に児童・生徒や先生方の本を借りる姿が見受けられるというお話も伺っております。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 36%減ということで、相当古い本がそのまま残っていたというのが実態かと思います。昨年3月のこの予算審査特別委員会で、私もこのデータベース化事業に対して質問させていただきました。そのときに、データベースすることは非常にいいことなんですけれども、データベースだけして、どこに何の本があるというのが各学校それぞれがわかっているというだけでいかがなものでしょうかということで、ネットワーク化も含めてぜひ全小・中学校のデータベースをつなげるべきだということで、御提案させていただきましたけれども、それで新年度、このネットワーク事業というのが予算化されたということについては非常に私もうれしい限りでありますけれども、まずは新年度計画していますネットワークシステムの概要というか、主な中身を御説明いただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 神田主幹。

図書館主幹(神田麻実子君) お答えいたします。

まず、このネットワークシステムの概要につきましては、データ管理用のサーバー機を図書館に設置いたしまして、図書館と全小・中学校のネットワークを組むことにより、図書館と学校がそれぞれのデータを共有することができるようになりますので、まず、学校からの図書館の蔵書検索に加えまして、図書館から全小・中学校の蔵書の検索が可能となります。また、各学校間での蔵書検索も可能となります。

予算につきましては、各小・中学校のLAN配線等設備一式として149万9,000円、データ管理用サーバー機設備の一式で90万1,000円の合計で240万円を予算計上させていただきます。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 1 点確認ですけれども、一応このネットワークは、図書館の持っているネットワークシステムとはつながらないと。予算的には多分難しいと思うんです。独自の別枠のネットワークということでよろしいんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 神田主幹。

図書館主幹(神田麻実子君) 簡易の別枠のネットワークということになっております。

以上です。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) わかりました。

それで学校間と、また、図書館にサーバーを置きながら、図書館でも学校にどんな蔵書があるか、また、学校同士でもほかの学校にどういう蔵書があるかが一目でわかるようになるということなんですけれども、実際そのネットワークが構築されまして、新年度ではまずはどういう活用から始められるんでしょうか。

委員長(伊藤隆雄君) 神田主幹。

図書館主幹(神田麻実子君) お答えいたします。

新年度からの活用方法につきましては、まず、学校でどんな本が読まれているのかなどの読 書傾向や利用状況、また、分類別蔵書数は適正かなどが把握できることにより、その後の図書 の購入、更新、配架計画の活用の方法としてやっていきたいと思います。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) わかりました。

まずは読書傾向等を含めてデータを集めると。その後にどんな本を買うかを含めてのところから始まるということなんですけれども、たしか1年前のこの委員会でも言ったような気がするんですけれども、できれば、せっかくどこの学校にどの本があるかというのが各学校間、また図書館を含めてわかるということですから、これは非常に離れた学校もありますので、物理的にやりづらいとか、地理的に遠いとか、いろいろな問題も確かにありますけれども、いずれ何らかの多少のタイムラグはあっても、あの学校にこんな本があるとわかっているのに借りられないというのはもったいない話で、ネットワークしたからには、学校間の相互貸し出しということを今後検討しながら、何とかできるような方向性で進めていただければなという考え方を持っているんですけれども、今のところの今後の考え方をお聞きしたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 神田主幹。

図書館主幹(神田麻実子君) お答えいたします。

まず、学校間の相互貸借につきましては、さまざま申し込み手続や配送手段などいろいろ検 討課題も多くございますが、実施するためにはどのような方法がベストなのかなどについて、 学校とも十分に協議をしながら、早期実施に向けて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) この学校図書、何か半年ごとにやっているようで非常にしつこいみたいですけれども、年前の10月の決算審査特別委員会でも、学校図書に何とか増額してほしいということで、前向きな答弁が出たはずだったんですけれども、現況は例年並みの国の交付金等を抜かした部分の通常年度から比べると、変わらないという形になっております。これは今年度約

600万円かけてデータベース化をされた。また、新年度におきましては、今のネットワーク化 に240万円ということで、別枠で予算を使っていますということもあったのかなと思います。

しかしながら、やっとネットワークができて、これからハード的な部分は整備は終わるわけですから、学校図書、本というソフトがこれからいかに充実するかというのがこれからあるべき姿だと思いますし、ネットワークできたから本はもうこれ以上増やさなくていいんだと。もちろん予算はついていますから徐々には増えてはいくんですけれども、交付税措置の話もありましたけれども、そこまでいかないなりにも、25年度以降の学校図書整備費をやはり幾らかでも上げていただいて、きちっと子供たちの学校図書の環境を更に何とか充実してほしいなというのをもう一回言いまして、御答弁をいただきたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 安川教育長。

教育長(安川登志男君) 学校図書の整備費の拡充についてお答えを申し上げます。

冒頭データベース化に伴って、各種図書を除籍をしたという話を申し上げました。 8万2,000冊あったものを約3万冊除籍をして、現在各学校に配架されている図書の数は5万2,000冊でございます。士別市の17校の現在の国の基準によります標準冊数は9万9,000冊でございます。それに対して除籍前は8万2,000冊であったわけですが、現在は5万2,000冊ということで、その標準冊数に対しての割合は、除籍前82%程度であったものが52%まで減少したと。除籍をされた本は本当に情報が古いだとか、非常に傷みがひどくて使用に耐えないなどとかというものがほとんどでございまして、図書館のほうから御説明申し上げましたとおり、除籍後かえって図書スペースが明るくなって、子供たちもそこに頻繁にやってくるようになったということでございます。

委員御指摘のとおり、基本的には図書の冊数の整備が必要でございますので、データベース 化が終わりました明年度からは、少しずつ各学校の図書を少しでも標準冊数に近づけていくよ うな形で整備を図るよう努めてまいりたいと思います。

一方、基本的に学校図書館の活性化に向けては、図書資料の整備ということもありますけれども、このデータベース化に伴って、議会の場でも御説明申し上げましたとおり、やはり各学校における読書指導というソフト面での対応というのも重要でございますので、その部分につきましては、現在も市立図書館のほうの司書、あるいは担当の者との連携によって、各学校で子供たちが少しでも本が好きになるようにしっかりと図書資料が整備され、そして、たくさん読まれるような体制づくりについて、更に効率化、あるいは充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 以上で質問を終わります。

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会は

これをもって終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。 御苦労さまでした。

(午後 3時07分閉議)